

平成26年12月8日

九州地方整備局

『九州ブロック発注者協議会（第16回幹事会）』を開催しました ～更なる公共工事の品質確保に向けて～

九州ブロック発注者協議会（第16回幹事会）を開催しましたのでお知らせします。

今回は、総合評価落札方式の拡大に向け、平成26年度の各発注機関の取り組み状況（中間報告）等について情報交換をしました。

○開催日時：平成26年12月3日（水） 13:30～14:30

○開催場所：第五博多借成ビル 10F会議室
福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号

○参考添付資料：（1）会議次第
（2）資料

九州ブロック発注者協議会（平成20年10月27日設立）とは、総合評価方式の導入・拡大等について発注者間相互の連絡調整を図ることにより、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的とし、公共工事を発注する50機関（国17、県7、政令市3、市8、特殊法人等6、及び国立大学法人9）が参画しています。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局

住所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話番号：（092）471-6331（代表）

（092）476-3546（技術管理課直通）

企画部 工物品質調整官 くわはら まさずみ 兼原 正純 （内線：3130）

企画部 技術管理課長 さかもと こうじ 坂元 浩二 （内線：3311）

日時：平成26年12月3日(水)
13:30～14:30
場所：第五博多偕成ビル
10F会議室

九州ブロック発注者協議会 第16回幹事会

会議次第

1. 挨拶 国土交通省 九州地方整備局 企画部長

2. 議題

- 1) 公共工事の品質確保の取り組み状況について (資料-1)
 - ・各機関における平成26年度の取り組み (中間報告)
- 2) 事例紹介 (中間報告)
 - ・九州農政局：「九州農政局における平成26年度の取組み」 (資料-2)
 - ・九州工業大学：九州工業大学における平成26年度の取組事例 (資料-3)
 - ・福岡県：「福岡県における品質確保の取組」 (資料-4)
 - ・熊本市：「熊本市における総合評価方式の取り組みについて」 (資料-5)
 - ・西日本高速道路(株)：「総合評価落札方式への取組み (中間報告)」 (資料-6)
 - ・九州地方整備局：「試行工事の取り組みについて」 (資料-7)

質疑応答

- 3) 情報提供
 - ・品確法改正について (技術管理課) (資料-8)
 - ・発注見通しの統合公表の取り組み状況について (技術管理課) (資料-9)
 - ・建設リサイクル推進計画2014について (技術管理課) (資料-10)

質疑応答

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

	公共工事の入札方式の概要 ※随意契約を除く、全ての工事発注件数	総合評価落札方式の実施状況										工事監督・検査要領の適用状況			工事成績評定の適用状況				
		平成23年度実績		平成24年度実績		平成25年度実績		平成26年度 目標及び実績				総合評価方式適用基準(工事)		平成26年10月1日現在の工事監督・検査要領の適用状況	平成26年10月1日現在の工事成績評定の適用状況	平成25年度の実績(取り組み)結果	平成26年度の実績(取り組み)結果		
		全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数(予定)	平成26年度 目標		平成26年度 9月末までの実績(見込み)		現行(平成26年10月1日現在)の適用基準	今後の拡大予定						
								全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	9月末における公表済工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数								
警察庁 九州管区警察局	一般競争入札 250万円以上	0件	0件	2件	0件	2件	0件	5件	0件	5件	0件	-	試行を検討中	×	-	-	○	-	◎
財務省 九州財務局	一般競争入札 250万円超	14件	0件	12件	0件	14件	0件	7件	0件	6件	0件	-	宿舍新築工事を検討	○	◎	◎	×	-	-
財務省 福岡財務支局	一般競争入札 250万円超	24件	0件	23件	0件	18件	0件	19件	0件	19件	0件	-	宿舍新築工事を検討	○	◎	◎	×	-	-
財務省 門司税関	一般競争入札 250万円以上	3件	0件	2件	0件	4件	0件	2件	0件	0件	0件	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	工事の内容をみて試行する	×	-	-	×	-	-
財務省 長崎税関	一般競争入札 250万円以上	7件	0件	1件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	工事の内容をみて試行する	×	-	-	×	-	-
財務省 国税庁 福岡国税局	一般競争入札 250万円を超えるもの	16件	0件	11件	0件	8件	0件	4件	0件	3件	0件	-	試行を検討中	○	◎	◎	×	-	-
財務省 国税庁 熊本国税局	一般競争入札 250万円超	13件	0件	9件	0件	9件	0件	14件	未定	13件	0件	-	試行を検討中	○	◎	◎	×	-	-
農林水産省 九州農政局	一般競争入札 250万円以上	158件	157件	221件	220件	247件	246件	183件	183件	127件	127件	原則 250万円を超える全ての工事	原則 250万円を超える全ての工事	○	◎	◎	○	◎	◎
農林水産省 林野庁 九州森林管理局	原則として、全て一般競争入札	255件	226件	294件	243件	309件	278件	200件程度	180件程度	154件	134件	1千万円以上(1千万円以上は施工体制確認型)	1千万円以上(1千万円以上は施工体制確認型)	○	◎	◎	○	◎	◎
経済産業省 九州経済産業局	一般競争入札 250万円超	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	-	当面公共工事の発注予定がない	×	-	-	×	-	-
国土交通省 九州地方整備局	○一般競争入札 2,500万円以上 ○工事希望型競争入札 2,500万円未満	1,474件	1,461件	1,588件	1,587件	1,813件	1,774件	800件程度	800件程度	795件	795件	原則として全ての工事(1千万円以上は施工体制確認型)	原則として全ての工事(1千万円以上は施工体制確認型)	○	◎	◎	○	◎	◎
国土交通省 九州運輸局	一般競争入札 250万円を超えるもの	1件	0件	1件	0件	1件	0件	2件	0件	2件	0件	原則として全ての工事	原則として全ての工事	×	-	-	×	-	-
国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	28件	0件	29件	0件	44件	0件	34件	0件	24件	0件	-	試行を検討中	○	◎	◎	×	-	-
国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	16件	0件	9件	0件	24件	0件	20件程度	0件	14件	0件	-	試行を検討中	○	◎	◎	×	-	-
環境省 九州地方環境事務所	○一般競争入札 250万円を超えるもの	8件	0件	7件	1件	9件	3件	14件	5件	11件	4件	6千万円以上	6千万円以上	○	◎	◎	○	◎	◎
防衛省 九州防衛局	原則として、全て一般競争入札	173件	130件	118件	79件	127件	80件	95件	61件	56件	27件	原則として総合評価方式により発注する(特に小規模な工事等で、その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がない場合は適用しないことが出できる)	原則として全ての工事(同左)	○	◎	◎	○	◎	◎
福岡高等裁判所	一般競争入札 原則として、1件につき予定価格が250万円を超える全ての工事	13件	13件	16件	16件	33件	33件	11件	5件	12件	6件	原則として、全ての入札案件とするが、工事内容で総合評価か価格競争(最低価格)かを判断する	原則として全ての入札案件	○	◎	◎	○	◎	◎
福岡県 県土整備部	一般競争入札 5,000万円以上	2,618件	90件	2,882件	120件	3,414件	148件	件数未定	件数未定	1,503件	98件	5千万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
福岡県 農林水産部		452件	70件	450件	75件	570件	75件	件数未定	件数未定	243件	60件	5千万円以上	未定						
福岡県 建築都市部		669件	100件	619件	84件	524件	111件	件数未定	件数未定	380件	79件	5千万円以上	未定						
佐賀県 県土づくり本部	一般競争入札 全工事対象 ○202億円未満は条件付き ○250万円以下は随意契約	1,592件	156件	1,527件	154件	1,595件	1,229件	1,600件	150件	880件	131件	6千万円以上(建築1.5億円以上) (土木一式は4千万円以上から試行) (舗装・法面・地すべり2.5千万円以上)	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
長崎県 土木部	一般競争入札 ○土木一式工事、とび・土工、コンクリート工事(3,000万円以上) (1,000万円以上で一部試行)	1,503件	65件	1,513件	60件	1,692件	74件	775件	50件	1,097件	39件	原則1億円以上	今年度の状況をみて検討	○	◎	◎	○	◎	◎
長崎県 農林部	○舗装工事(3,000万円以上) ○その他(5,000万円以上)	185件	5件	260件	2件	235件	1件	約270件	1件	177件	2件	土木部と同様							
熊本県 土木部	原則として、一般競争入札 3,000万円以上	1,992件	145件	2,369件	211件	2,206件	246件	件数未定	約300件	1,830件	192件	原則3千万円以上	試行の状況を踏まえ検討	○	◎	◎	○	◎	◎
熊本県 農林水産部	536件	95件	620件	176件	840件	119件	800件	150件	299件	131件	原則3千万円以上								

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

	公共工事の入札方式の概要 ※随意契約を除く、全ての工事発注件数	総合評価落札方式の実施状況										工事監督・検査要領の適用状況			工事成績評定の適用状況				
		平成23年度実績		平成24年度実績		平成25年度実績		平成26年度 目標及び実績				総合評価方式適用基準(工事)		平成26年10月1日現在の工事監督・検査要領の適用状況	平成26年10月1日現在の工事成績評定の適用状況	平成25年度の実績(取組み)結果	平成26年度の実績(取組み)結果		
		全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数(予定)	平成26年度 目標		平成26年度 9月末までの実績(見込み)		現行(平成26年10月1日現在)の適用基準	今後の拡大予定						
								全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	9月末における公営工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数								
大分県 土木建築部	一般競争入札 4,000万円以上	2,080件	149件	2,395件	201件	1,784件	179件	件数未定	約150件	893件	130件	5千万円以上	試行の検証を踏まえ検討	○	◎	◎	○	◎	◎
大分県 農林水産部		484件	60件	460件	48件	540件	72件	件数未定	約70件	232件	28件	5千万円以上		○	◎	◎	○	◎	◎
宮崎県 県土整備部	一般競争入札 250万円以上	1,338件	621件	1,275件	502件	1,392件	493件	約1,400件	約500件	661件	258件	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし	○	◎	◎	○	◎	◎
宮崎県 農政水産部		236件	106件	227件	101件	287件	98件	件数未定	半数程度	119件	57件	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし	○	◎	◎	○	◎	◎
宮崎県 環境森林部		119件	68件	113件	65件	165件	83件	約80件	約40~45件	56件	27件	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし	○	◎	◎	○	◎	◎
鹿児島県 土木部	一般競争入札 5,000万円以上	3,289件	141件	3,006件	172件	2,749件	181件	件数未定	前年度と同程度	1,015件	95件	5千万円以上	今年度の状況を見て検討	○	◎	◎	○	◎	◎
鹿児島県 農政部		650件	6件	1,002件	7件	1,091件	2件	626件	1件	483件	2件	5千万円以上	今年度の状況を見て検討	○	◎	◎	○	◎	◎
鹿児島県 環境林務部		183件	20件	169件	22件	197件	21件	件数未定	前年度と同程度	2件	2件	5千万円以上	今年度の状況を見て検討	○	◎	◎	○	◎	◎
北九州市	○一般競争入札 土木、水道施設 2,500万円以上 建築 4,500万円以上 電気、管 1,200万円以上 造園 2,000万円以上 その他 1億円以上	1,623件	57件	1,585件	59件	1,439件	64件	1,400件程度	74件	157件	57件	(工種:土木、港湾、とび、土工、コンクリート、鋼、舗装、しゅんせつ、造園、水道施設、建築、電気、管、機械器具、電気通信、大工、石膏、石、屋根、タイル・れんがブロック、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、鉄線絡、さく井、建具、消防施設、清掃施設) ①5千万円以上の工事で、技術的工夫の余地の大きい工事 ②1億円以上の工事(原則適用)	今年度の状況を見て検討	○	◎	◎	○	◎	◎
福岡市	○一般競争入札 一般土木・建築 2,000万円以上、 建築 2,500万円以上、その他 1,500万円以上 (202億円未満の工事は全て制限付)	1,843件	38件	1,898件	98件	1,825件	99件	約1,750件	約130件	761件	89件	予定価格1億円以上の工事	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
熊本市	一般競争入札 1,000万円以上	1,033件	102件	990件	228件	1,071件	202件	990件	200件	589件	167件	土木A:7,000万円以上、土木B:3,000万円以上、土木C:1,500万円以上、 建築A:1億6,000万円以上、建築B:4,000万円以上、電気A:3,000万円以上、管A:3,000万円以上、舗装A:3,000万円以上、舗装B:1,500万円以上、 造園A:4,000万円以上、水道A:5,000万円以上、水道B:2,000万円以上、その他:4,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
福岡県 久留米市	案件付一般競争入札 1,000万円以上	690件	50件	700件	81件	809件	108件	約800件	約100件	446件	70件	原則5千万円以上の工事	業務委託の総合評価検討	○	◎	◎	○	◎	◎
佐賀県 佐賀市	○指名競争入札 1,000万円未満 ○案件付一般競争入札 1,000万円以上	530件	1件	520件	0件	497件	0件	530件	1件	199件	2件	1千万円以上から抽出	今年度の状況を見て検討	○	◎	◎	○	◎	◎
長崎県 長崎市	原則として、全工事制限付一般競争入札	834件	2件	848件	0件	785件	1件	630件程度	1件程度	432件	0件	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 工事監督 ○ 一	工事検査 工事監督 ◎ 一	○	◎	◎
熊本県 八代市	制限付一般競争入札 2,500万円以上	651件	2件	442件	3件	430件	3件	320件	4件	156件	2件	工事内容及び価格より工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 工事監督 ○ 一	工事検査 工事監督 ◎ 一	○	◎	◎
大分県 大分市	○一般競争入札 2,500万円以上	519件	18件	529件	18件	554件	20件	538件	19件	289件	14件	価格と技術的要素から抽出	現行どおり	○	◎	◎	○	◎	◎
宮崎県 宮崎市	○一般競争入札 6,000万円以上の建設工事(案件付き) ○指名競争入札 30万円超の建設工事 50万円超の建設工事に係る業務委託 建設コンサルタント、測量など	864件	3件	833件	0件	959件	0件	596件	未定	628件	0件	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	未定(当分現行どおり)	工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 工事監督 ◎	工事検査 工事監督 ◎	○	◎	◎
鹿児島県 薩摩川内市	一般競争入札 130万円以上 指名競争入札 災害復旧工事、特殊工事	453件	14件	429件	18件	397件	16件	300件	12件	187件	9件	3千万円以上 (工事内容:DD地区内の工事や特殊工法を採用した工事など)から、総合評価落札方式が適しているものについては、3千万円未満でも適用)	未定	○	◎	◎	○	◎	◎

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

	公共工事の入札方式の概要 ※随意契約を除く、全ての工事発注件数 平成26年10月1日現在の「入札方式」の概要	総合評価落札方式の実施状況										工事監督・検査要領の適用状況			工事成績評定の適用状況					
		平成23年度実績		平成24年度実績		平成25年度実績		平成26年度 目標及び実績				総合評価方式適用基準(工事)		平成26年10月1日現在の工事監督・検査要領の適用状況 ○:要領がある ×:要領がない	平成25年度の実績(取り組み)結果 ◎:実績、○:一部実績、△:検討実施、-:未実施 案3	平成26年度の実績(取り組み)結果 ◎:実績、○:一部実績、△:検討実施、-:未実施 案3	平成26年10月1日現在の工事成績評定の適用状況	平成25年度の実績(取り組み)結果 ◎:実績、○:一部実績、△:検討実施、-:未実施 案3	平成26年度の実績(取り組み)結果 ◎:実績、○:一部実績、△:検討実施、-:未実施 案3	
		全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数(予定)	平成26年度 目標		平成26年度 9月末までの実績(見込み)		現行(平成26年10月1日現在)の適用基準	今後の拡大予定							
								全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	9月末における公発注工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数									
鹿児島県 鹿児島市	・制限付き一般競争入札 5,000万円以上の建設工事のみ ・指名競争入札 5,000万円未満の建設工事及びコンサル	1,665件	8件	1,705件	46件	1,634件	38件	1054件	48件	959件	40件	5千万円以上	未定(現行どおり)	工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 ◎ 工事監督 一	工事検査 ◎ 工事監督 △	○	◎	◎	
西日本高速道路(株) 九州支社	【一般競争入札】 ○202億円(1,500万SQR)以上 【条件付一般競争入札】 ○250万円超、202億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が必要があると認められる場合に適用 ○条件付一般競争入札方式に付する期間的余裕がないとき ○その指名競争入札に付することが有利と認められるとき 【公募前記指名競争入札】 入札不開封として導入 ○2億未満の維持・修繕系の特定工種 ○4億円未満の建築等	91件	47件	149件	43件	150件	57件	123件	27件	41件	5件	4億円以上の工事に適用 ただし、次のものを除く、 ・契約責任者が価格落札方式によるべき必要を認めた工事 ・202億円未満の下記工事(※)に限定して、当面の間、原則として価格落札方式を試行。ただし、特別の事情(技術的に高難度、特異な現場条件等)が認められる場合は、これまでと同様、総合評価落札方式による ※当面の間、価格落札方式により落札者を決定する工事: 土木(下部工)工事・PC上部工事・舗装(改良)工事・建築工事	左記に同じ		○	◎	◎	○	◎	◎
(独)国立文化財機構 九州国立博物館	一般競争入札 250万円以上	0件	0件	1件	0件	1件	0件	2件	0件	0件	0件	2億円以上	2億円以上	○	◎	◎	○	◎	◎	
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 九州新幹線建設局	○条件付一般競争入札 250万円以上 20.2億円 ○一般競争入札 20.2億円以上	3件	1件	4件	4件	7件	7件	13件	13件	6件	6件	原則250万円以上	原則250万円以上	○	◎	◎	○	◎	◎	
(独)都市再生機構 九州支社	○5千万円以上は詳細条件審査型一般競争 ○5千万円未満は工事希望調査による指名競争	44件	12件	27件	13件	58件	28件	40件	14件	17件	6件	原則5千万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
(独)水資源機構 筑後川局	一般競争入札 250万円以上	79件	16件	74件	13件	48件	28件	件数未定	件数未定	35件	24件	250万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支部	○一般競争入札 250万円以上 ○工事希望型指名競争入札 予定価格が6,000万円未満での実施認められるとき ○指名競争入札 100万円以上	90件	0件	63件	0件	58件	0件	70件	未定	0件	0件	-	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 九州大学	○一般競争入札 予定価格250万円超の工事で実施	51件	10件	55件	14件	87件	35件	件数未定	件数未定	33件	12件	○予定価格8千万円以上の工事で実施	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 福岡教育大学	一般競争入札 250万円以上	19件	4件	9件	1件	19件	4件	6件	1件	6件	1件	5,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 九州工業大学	一般競争入札 250万円以上	10件	6件	17件	7件	25件	3件	9件	7件	9件	9件	予定価格2千万円以上の工事で実施	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 佐賀大学	一般競争入札 250万円超	38件	2件	37件	20件	26件	7件	件数未定	件数未定	24件	11件	5千万円超	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 長崎大学	一般競争入札 250万円以上	54件	12件	41件	16件	61件	18件	44件	3件	42件	3件	4,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 熊本大学	一般競争入札 250万円以上	34件	10件	37件	24件	34件	14件	件数未定	件数未定	28件	11件	3,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 大分大学	一般競争入札 250万円超	42件	9件	46件	4件	28件	8件	件数未定	10件程度	27件	14件	1,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 宮崎大学	一般競争入札 250万円以上	36件	5件	53件	10件	37件	5件	件数未定	件数未定	17件	5件	原則1億円以上の工事	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
国立大学法人 鹿屋体育大学	一般競争入札 250万円以上	11件	1件	8件	1件	10件	3件	件数未定	2件	3件	3件	対象金額を定めず適宜選定している	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	

1. 九州農政局における平成26年度の取組み

●平成26年度 総合評価方式の実施状況

平成26年度：250万円以上の工事で実施

上半期公告実績 127件(183件)
 内総合評価件数 127件(183件)
 総合評価実施率 100.0%

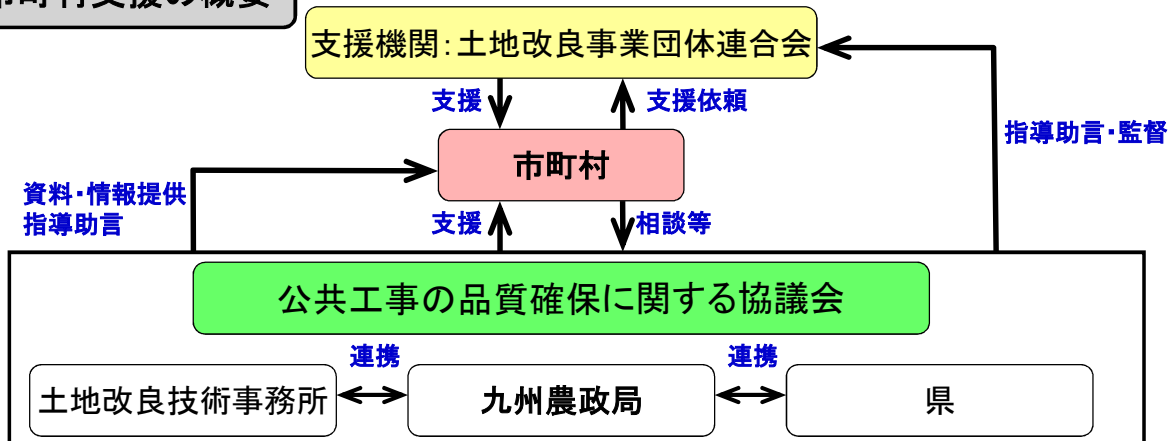
※()は4月1日時点の目標値、公告済実績は9月30日時点の実数

評価方法	標準A-I型	技術提案及び配置技術者ヒアリング評価
	標準A-II型	企業評価（不正又は不誠実な行為等、地元企業活用） 技術提案評価
	標準B型	企業評価（優良工事表彰実績、工事成績、地域貢献、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等） 技術者評価（資格取得後の経験年数、保有資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、継続教育への取り組み等） 技術提案評価
	簡易I型	企業評価（優良工事表彰実績、工事成績、地域精進度、地域貢献、当該地域内での施工実績、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等） 技術者評価（資格取得後の経験年数、併せ持つ資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、継続教育への取り組み等） 技術提案評価
	簡易II型	企業評価（優良工事表彰実績、工事成績、地域精進度、地域貢献、当該地域内での施工実績、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等） 技術者評価（資格取得後の経験年数、保有資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、当該地域内での施工実績、継続教育への取り組み等）

2. 市町村への総合評価方式の導入支援

- 補助金交付決定通知書に品確法遵守の付記
- 各種研修会に出向き市町村職員等への総合評価の啓発

市町村支援の概要



●導入支援指導状況

- ・技術力向上事業(大分県土地改良事業会館)にて、「公共工事の品質確保について」講義(11月10日 市町村他 105名)
- ・技術力向上事業(鹿児島県土地改良事業会館)にて、「公共工事の品質確保について」講義(11月20日 市町村他 55名)

平成23～26年度契約実績(H26.9.30現在)

区分	業者選定方式	H23	H24	H25	H26	備考
工事	一般競争入札(総合評価落札方式)	5	8	1	9	予定価格が2千万円以上
	一般競争入札(最低落札方式)	9	18	24	0	
	随意契約	0	0	0	0	
	計	14	26	25	9	
	総合評価実施率	35.71%	30.77%	4.00%	100.00%	
設計	公募型プロポーザル	0	0	0	0	
	簡易公募型プロポーザル	0	0	0	0	
	簡易公募型プロポーザル(拡大)	5	8	5	0	
	標準型プロポーザル	0	0	2	0	
	一般競争入札	0	0	0	0	
	随意契約	0	0	0	0	
	計	5	8	7	0	
	簡易公募型実施率	100.0%	100.0%	71.43%	0.00%	

平成26年度より、総合評価落札方式のタイプ追加(実績評価型)

福岡県における品質確保の取組

● 総合評価方式の実施状況

過去 (公共事業3部合計)

H22	H23	H24	H25
269件	260件	279件	334件

平成26年度の実績(9月末まで)

県土整備部	農林水産部	建築都市部	合計
98件	60件	79件	237件

※今後の件数は未定。

(1) 総合評価方式の検討

● 公共工事の品質確保の向上に向けた評価方式の研究

◇ 若年技術者の採用状況に関する評価項目の評価要件緩和

従来:「24歳以下の技術者(規定学科を卒業した者)を採用」



H26:「34歳以下の技術者(規定学科を卒業した者又は建設工事に技術者として従事経験がある者)を採用」

(2) 市町村への総合評価方式の導入支援

H26 取組状況

- 実施促進のための市町村担当部署の訪問
- 福岡県総合評価技術委員会の活用促進

熊本市における総合評価方式の取り組みについて

履行確実性評価型総合評価方式

熊本市では平成22年度より「履行確実性評価型総合評価一般競争入札」の試行を開始し、平成24年度から本格実施。当該方式は、入札参加者の入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合、評価値が低下するのみで、失格にはならない。また書類審査及びヒアリング等も行わない。

また、履行確実性評価価格は、以下の履行確実性評価基準額算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長が定める。なお、履行確実性評価基準額の算定基準は、最低制限基準額の算定基準と同じ。

熊本市における総合評価方式の取り組みについて

評価値算出式

1. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」以上の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

2. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」未満の場合

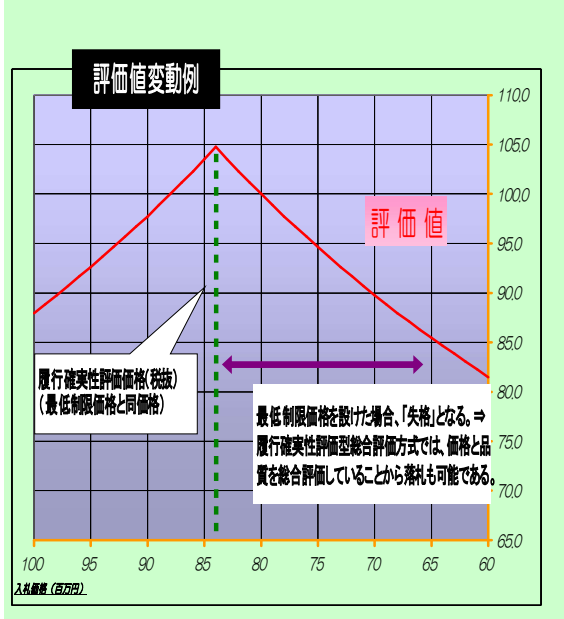
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格（税抜）} + (\text{履行確実性評価価格（税抜）} - \text{入札価格})}$$

直轄工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費等×55%の会社

<上限額及び下限額> 予定価格の90%～70%

※ 履行確実性評価価格は、以上の算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

※ 履行確実性評価基準額の算定は、直轄工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。



熊本市における総合評価方式の取り組みについて

業種	ランク	発注標準額（総合）	発注標準額（一般）
土木一式工事	A	7,000万円以上	5,000万円以上
	B	3,000万円以上	2,000万円以上
	C	1,500万円以上	1,000万円以上
建築一式工事	A	1億6,000万円以上	8,000万円以上
	B	4,000万円以上	1,000万円以上
電気工事	A	3,000万円以上	1,000万円以上
管工事	A	3,000万円以上	1,000万円以上
舗装工事	A	3,000万円以上	2,000万円以上
	B	1,500万円以上	1,000万円以上
造園工事	A	4,000万円以上	1,000万円以上
水道施設工事	A	5,000万円以上	2,500万円以上
	B	2,000万円以上	1,000万円以上
その他工事		4,000万円以上	1,000万円以上

特定の業種だけでなく、様々な業種及びランクについて総合評価方式を実施することで、あらゆる業種の建設業者の技術力向上に対するモチベーションを高め、建設業者の育成に貢献することを目的としている。

※総合評価一般競争入札試行件数推移（建設工事）

平成19年度： 2件 ⇒ 平成20年度： 10件
 ⇒ 平成21年度： 19件 ⇒ 平成22年度： 49件
 ⇒ 平成23年度： 102件 ⇒ 平成24年度： 228件（本格実施開始）

平成25年度： 214件



**平成26年度 200件実施予定
(9月末現在 167件実施済)**

総合評価落札方式への取組み（中間報告）

速報値

NEXCO

1. 総合評価落札方式の前年度比較（九州支社管内）

	平成25年度 実績		平成26年度
		(上半期)	上半期実績
全発注件数	150件	45件	41件
総合評価件数 (割合)	57件 (38%)	9件 (20%)	5件 (12%)
総合評価の 平均落札率	92%	91%	93%
総合評価の低入札件数 (割合)	19件 (33%)	3件 (33%)	0件 (0%)

- 価格評価基準額 及び 低入札基準価格を引き上げ（H25.7～）たことで、平均落札率の上昇や低入札工事の減少につながっているものと推察

注） 取組み状況の評価については、上半期の動向であるため、速報値扱い



総合評価落札方式への取組み（中間報告）

NEXCO

2. 総合評価落札方式 等主な改善点（H26.7～）

－1 総合評価落札方式における技術提案に係る負担軽減

- 過大なコスト負担などを要する技術提案は、加点評価しないものとし入札前にその旨を通知するなど、技術提案における負担軽減につながる施策を実施している
- 併せて、過大な技術提案を極力未然に排除するため、過大と考えられる代表的な事例を予め明示、公表している 【HP参照】

http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/consideration_20140701.pdf

－2 工事管理の改善

- 「品確法」の理念を踏まえ、受発注者で共有する設計変更ガイドラインへ、発注者の責務等を明示するとともに、各種研修等により当社社員への周知徹底を図るようにしている
⇒ 工事について、受注者側からだけの必要性によって生じるものは基本的にほとんどなく、両者どちらから見ても必要性が認められるものを実施することが基本であること。他
- すべての工事に対して、設計・工事施工調整会議（三者会議）において、発注者からの開催発議だけでなく、受注者からの開催も可能とした



試行工事の取り組みについて

平成26年12月3日
九州地方整備局

目 次

1. 九州地方整備局における試行状況 (P 1)
2. 九州地方整備局における女性技術者の登用を促す試行工事 (P 2～P 4)
3. 女性をもっと活躍できる建設業を目指して
～女性技術者の登用促進～ (P 5～P 7)
4. 建設業の将来担い手確保に向けて
～若手技術者の登用・育成の促進～ (P 8～P12)
5. 参加要件緩和による入札参加機会の拡大
～入札不調・不落対策～ (P13～P15)
6. 民間技術力を活用する多様な入札方式の展開
～「技術提案重視型」の展開～ (P16～P20)
7. 九州地整における一括審査方式の試行方針 (P21)

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について(平成26年9月30日 閣議決定)

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、**発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ**、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。

I. 担い手の中長期的な育成及び確保の促進

※平成26年11月30日時点の契約済み及び公告済み件数

○女性・若手技術者の登用・育成の促進試行工事

- ・若手技術者評価型: 2件
- ・若手技術者配置評価型: 3件
- ・女性技術者配置: 1件
- ・女性技能者の登用による工事成績への加点: 68件
- ・施設・設備等の実費計上: 68件

○技術者の現場環境充実における試行工事

- ・職場環境充実: 50件

○入札参加機会の拡大(参加要件緩和)試行工事

- ・現場代理人評価見直し型: 15件

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について(平成26年9月30日 閣議決定)

4 多様な入札及び契約の方法

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

イ 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。

II. 多様な入札(民間技術力の活用)

※平成26年11月30日時点の契約済み及び公告済み件数

○大手総合建設業の技術力活用試行工事

- ・技術提案評価型(課題提案型): 3件

○地元建設業の技術力活用試行工事

- ・技術提案評価型(分任官S型): 3件

○現場条件を熟知した地元建設業の技術力活用試行工事

- ・施工能力評価型(施工計画評価型): 3件

今後の方針

試行工事の結果を具体的に検証し、新たな総合評価落札方式の展開を図る。

九州地方整備局における 女性技術者の登用を促す試行工事実施概要

【試行の背景】

◇日本の成長戦略の中で、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられたところ。
日建連では3月に女性技能労働者活用のためのアクションプランを策定しており、また、去る4月24日に国交相と業界5団体トップとの会談で、女性を積極的に活用していくためのアクションプラン「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(仮称)を共同で策定するとされたところ。

〔目標〕

- ・女性の担い手確保を建設業の国内人材育成・確保策の柱の一つに位置付ける
- ・女性技術者・技能労働者を5年以内で倍増を目指す

【試行内容】

◇配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕に女性技術者を入札参加要件とする工事を実施。
監理(主任)技術者として女性技術者を配置できない場合は、現場代理人あるいは担当技術者に女性技術者を配置することとし、建設現場において責任ある立場での女性の登用を促す事を目的とする。

【入札参加要件等】

①工事種別

- ・九州地方整備局における維持修繕工事の一般競争参加資格の認定を受けている者。

②配置予定技術者

- ・平成12年度以降に、元請けの技術者として、一般土木または維持修繕工事の経験を有する女性技術者であること。

監理(主任)技術者として女性技術者を配置できない場合は、現場代理人あるいは担当技術者に女性技術者を配置することとする。

監理(主任)技術者に女性技術者を配置する者に参加資格があった場合は、競争参加資格確認通知でその旨を記載し、監理(主任)技術者に女性技術者を配置できる者のみに競争参加資格を与える。

また、監理(主任)技術者に女性技術者を配置する者に参加資格がなかった場合または参加がなかった場合には、現場代理人あるいは担当技術者を女性技術者とする者に競争参加資格を与える。

③企業の同種工事施工実績

- ・平成12年度以降に、元請けとして次に掲げるア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

ア)道路付属物設置の施工実績を有すること。

④本支店・営業所の所在地

- ・〇〇〇県内に建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。

⑤発注タイプ

- ・一般競争入札方式(施工能力評価型(Ⅱ型))

⑥その他

- ・総合評価において、企業による女性技術者への支援体制を評価。
- ・女性技術者が現場に従事するにあたり必要となった費用(女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置等)について、実費計上する。
- ・女性技能者を現場に配置し、施工に従事させたことが確認できた場合は工事成績で加点評価。

施工能力評価型(Ⅱ型)【河川・道路】 女性技術者配置型

【平成26年度】

評価項目の満点に対する評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅱ型	
技術者の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した一般土木または維持修繕工事の工事実績(最大2件まで)	5段階	九州地方整備局発注工事において監理(主任)技術者として従事:A 九州地方整備局発注工事において現場代理人あるいは県又は政令市発注工事において監理(主任)技術者として従事:B 九州地方整備局発注工事において担当技術者あるいは県又は政令市発注工事において現場代理人あるいは市町村発注工事において監理(主任)技術者として従事:C 県又は政令市発注工事において担当技術者あるいは市町村発注工事において現場代理人として従事:D 市町村発注工事において担当技術者として従事:E	5.0 (2.5×2)
	女性技術者の資格	1級または2級土木施工管理技士の経験	5段階	1級土木施工管理技士の経験年数5年以上:A 1級土木施工管理技士の経験年数5年未満:B 2級土木施工管理技士の経験年数5年以上:C 2級土木施工管理技士の経験年数5年未満:D 資格なし:E	5.0	
企業の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	3.0
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E	2.0
		工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、 0.6未満:C、0.8未満:D、 0.8以上:E	2.0
		支援体制	企業による女性技術者の支援体制を評価	5段階	支援体制の適切性を5段階で評価	5.0
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0
		維持工事等の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0
		近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0
減点項目		九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲3.0又は1.5	
合計					30	

女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、施工に従事させたことが確認できた場合は工事成績で加点評価し、女性の感性が活かされるきめ細やかな施工による品質向上を図る。

■対象工事

○○○○○○○○工事

■評価方法

工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫 I . 創意工夫【その他】」において評価

■評価条件

女性技能者の場合加点する(ただし、登録基幹技能者、技能検定合格者(厚労省)(特級・1級)の有資格者の場合に更に上乘せして加点)

工事成績評定表審査項目別運用表(抜粋)

5.創意工夫 I .創意工夫

【施 工】「 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫」をはじめ、全17項目

【新 技 術】「 (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は3点の加点とする。」をはじめ、全5項目

【品 質】「 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫」をはじめ、全4項目

【安全衛生】「 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく、安全衛生教育を実施している」をはじめ、全8項目

【その他】理由:

{ }

← その他の項目で加点評価

■従事期間

・当該職種の必要作業日数の1/2(半数)以上従事していれば加点

■評価(加点)方法

・有資格者(登録基幹技能者、技能検定合格者(厚労省)(1級・特級)の認定を受けている者)

→評価加点2点

・それ以外の場合

→評価加点1点

【(1-1) 技術者の現場環境充実】

■安心で働きやすい環境づくりへの取り組みを総合評価で加点評価する 試行の実施

・入札参加企業のうち、**安心で働きやすい環境づくり(家事・育児・介護、福祉等)の取り組みを総合評価で加点**する試行を実施し、女性の働きやすい職場環境づくりを促し、工事の品質向上に寄与

⇒技術者が安心で働きやすい職場環境を整備することで、職務に専念できることにつながり、品質証明員や本社安全指導員、積算担当等の役割で現場のバックアップを行い、当該工事の品質向上に寄与

※評価基準は【参考1】を参照

【(1-2) 女性技能者の登用による工事成績への加点】

■女性技能者の現場従事に対して、工事成績で加点評価する試行の実施

・**女性技能者**の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**し、女性の感性が活かされるきめ細やかな施工による品質向上を図る

⇒評価方法

・工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価

⇒評価条件

・女性技能者の場合加点する(ただし、登録基幹技能者、技能検定合格者(厚労省)(特級・1級)の有資格者の場合に更に上乘せして加点)

⇒従事期間

・当該職種の必要作業日数の1/2(半数)以上従事していれば加点

⇒評価(加点)方法

・有資格者(登録基幹技能者、技能検定合格者(厚労省)(特級・1級)の認定を受けている者) →評価加点2点

・それ以外の場合 →評価加点1点

【(1-3) 施設・設備等の実費計上】

■女性が働くために必要となる施設・設備等の実費計上する試行の実施

・女性技術者及び女性技能者が現場に従事するにあたり必要となった費用(**女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置等**)について実費計上する

【(I-1)技術者の現場環境充実に適用】

施工能力評価型(I型・II型)

【平成26年度】

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型		
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	-	-			
技術者の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の工事実績(最大3件まで)	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	9.0 (3.0×3)		9.0 (3.0×3)	
		工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	6.0		6.0	
		表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0		3.0	
		配置予定技術者の資格【下記以外】	1級土木施工管理技士の経験 又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	10年以上:A 5年以上10年未満:B 3年以上5年未満:C 3年未満:E 《指導員の同時配置》 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	1.0	20	1.0	20
		配置予定技術者の資格【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備の場合】	1級〇〇施工管理技士の経験(〇〇は工種によって「造園」又は「電気」となる)	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0		1.0	
オプション項目	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得(証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0		1.0		
	指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0		1.0		
	発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階~3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、 なし:E 等、適宜設定可	1.0		1.0		
	その他	工事特性により適宜設定可	2段階~3段階	工事特性により適宜設定可	1.0		1.0		

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型	
企業の能力等	必須	工事实績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0	14	14
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0		
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E	2.0		
		工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、 0.6未満:C、0.8未満:D、 0.8以上:E	4.0		
		企業の支援体制	企業による技術者が安心して働きやすい環境づくり(家事、育児、介護・福祉)等への取り組み	5段階	就業規則に則り技術者が現場を離れる場合、バックアップ要員でカバーしたり、就業規則に加え、工事の品質確保・向上に繋がる取り組みについて、具体的な記載があり、複数の事項に配慮して効果的な提案があった場合に高く評価する。	2.0		
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、直接災害協定の締結なし:E	2.0	6	6
		維持工事等の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0		
		近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0		
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0		
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0		
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階~ 3段階	地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0		
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、 なし:E	2.0		
減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲4.0又は2.0	▲4.0又は2.0			
合計					40	40		

建設業の将来担い手確保に向けて

～若手技術者の登用・育成の促進～

【(II-1) 若手技術者評価型】

■配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を若手技術者とする試行工事の実施

- ・競争参加資格要件として、配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕の年齢制限を「40歳以下」とする工事を実施し、建設現場において責任ある立場での若手の育成・登用を促す
- ・総合評価の企業評価として、若手技術者が技術的な課題及び地域対策等困難な課題に対応するための企業としての支援体制(方法)を評価

※評価基準は【参考2】を参照

【(II-2) 若手技術者配置評価型】

■現場代理人または担当技術者を若手技術者とする試行工事の実施

- ・建設業への新規入職者の減少により、将来の担い手不足、今後の技術力継承等の懸念が顕在化
- ・現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者を専任配置する場合に、総合評価で資格に応じた加点評価を行い、若手技術者の登用・育成を促す

評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型	II型
技術者の配置(資格)	技術者として35歳以下の若年技術者を専任配置	4段階	現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(1級土木施工管理技士)を専任配置:A 現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(2級土木施工管理技士)を専任配置:B 現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(資格無し)を専任配置:C 配置しない:E	3.0	3.0

※評価基準はP【参考3】を参照

【(Ⅱ-1) 若手技術者評価型に適用】

施工能力評価型(I型・II型)

【平成26年度】

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型	
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	-	-		
技術者の能力等	必須	工事実績	2段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性が認められる工事の実績あり:E	4.0 (2.0×2)	10	4.0 (2.0×2)	10
		工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	2.0		2.0	
		表彰(優秀技術者)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	2.0		2.0	
		配置予定技術者の資格	3段階	1級〇〇施工管理技士の経験 (〇〇は工種によって「土木」「建築」「電気工事」「管工事」又は「造園」となる)	1.0		1.0	
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	2段階	推奨単位以上取得: A なし:E	1.0		1.0	
		指定する工事の施工実績	2段階	あり:A なし:E	1.0		1.0	
企業の能力等	必須	工事実績	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0	14	2.0	14
		工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	3.0		3.0	
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E	2.0		2.0	
		工事の手持ち状況	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、 0.6未満:C、0.8未満:D、 0.8以上:E	2.0		2.0	
		支援体制	5段階	企業が、技術的な課題及び地域対策等困難な課題に対応するための企業としての支援体制(方法)	5段階		企業支援体制(方法)について、具体的な記載があり、複数の事項に配慮して効果的な提案があった場合に高く評価する。	

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型		
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2か年度＋当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、直接災害協定の締結なし:E	2.0	6	2.0	6
		維持工事等の実績	過去1か年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、県又は市町村の実績あり:C、なし:E	2.0		2.0	
		近隣地域内工事の実績	過去5か年度＋当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、なし:E	2.0		2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、2名未満:E	2.0		2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、15年未満:E	2.0		2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階～3段階	地域内に本店あり:A、地域内に本店なし:E 又は、地域内に本店あり:A、地域内近郊に本店あり:C、地域内に本店なし:E	2.0		2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、なし:E	2.0		2.0	
	減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲3.0又は1.5	▲3.0又は1.5			
合 計					30	30			

【(Ⅱ-2)若手技術者配置評価型に適用】

【平成26年度】

施工能力評価型(I型・II型)

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型		
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	-	-			
技術者の能力等	必須	工事実績	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	6.0 (3.0×2)		6.0 (3.0×2)		
		工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	6.0		6.0		
		表彰(優秀技術者)	3段階	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(工事種別は問わない)	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0		3.0	
		配置予定技術者の資格	4段階	1級土木施工管理技士の経験 又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	10年以上:A 5年以上10年未満:B 3年以上5年未満:C 3年未満:E 《指導員の同時配置》 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	1.0		1.0	
		配置予定技術者の資格【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備の場合】	3段階	1級〇〇施工管理技士の経験(〇〇は工種によって「造園」又は「電気」となる)	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0	20	1.0	20
		技術者の配置(資格)	4段階	技術者として35歳以下の若年技術者を専任配置	現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(1級土木施工管理技士)を専任配置:A 現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(2級土木施工管理技士)を専任配置:B 現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(資格無し)を専任配置:C 配置しない:E	3.0		3.0	
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得(証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0		1.0	
		指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0		1.0	
		発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階~3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、 なし:E 等、適宜設定可	1.0		1.0	
		その他	工事特性により適宜設定可	2段階~3段階	工事特性により適宜設定可	1.0		1.0	

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型		
企業の能力等	必須	工事实績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0		2.0	
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0		4.0	
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E	2.0	14		2.0
		工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、 0.6未満:C、0.8未満:D、 0.8以上:E	4.0			4.0
		企業の支援体制	企業による技術者が安心して働きやすい環境づくり(家事、育児、介護・福祉)等への取り組み	5段階	就業規則に則り技術者が現場を離れる場合、バックアップ要員でカバーしたり、就業規則に加え、工事の品質確保・向上に繋がる取り組みについて、具体的な記載があり、複数の事項に配慮して効果的な提案があった場合に高く評価する。	2.0			2.0
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0		2.0	
		維持工事等の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0		2.0	
		近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0		2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0	6		2.0
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0			2.0
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階～3段階	地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0			2.0
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、 なし:E	2.0			2.0
減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%		▲4.0又は2.0		▲4.0又は2.0		
合計						40		40	

参加要件緩和による入札参加機会の拡大

～入札不調・不落対策～

【(Ⅲ-1) 現場代理人評価見直し型】

■現場代理人の工事实績を監理(主任)技術者と同等評価する試行工事の実施

- ・現場代理人の工事实績を監理(主任)技術者と同等の評価とする工事を実施し技術者不足を緩和することで、技術者の活用促進による受注機会の拡大が図られる

⇒現場代理人の実績評価

評価項目	監理(主任)技術者	現場代理人	担当技術者
工事实績(現行)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の50%)	評価する(評価点の50%)
工事实績(試行)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の50%)

※評価基準は【参考4】を参照

【(Ⅲ-2) 入札参加要件を緩和する試行】

■入札参加要件(同種工事の施工実績における工種や数量規模)を緩和する試行工事の実施

- ・比較的工事難易度の低い工事の場合は、施工面積や土量等の施工規模を原則設定しないことで、企業の競争参加機会を拡大する

《現行》河川の護岸工事 300m²以上の実績
⇒ 《試行》河川の護岸工事の実績

《現行》道路の盛土工事 10,000m³以上の実績
⇒ 《試行》道路の盛土工事の実績

《現行》道路の盛土工事 10,000m³以上の実績
⇒ 《試行》道路・河川いずれかの盛土工事の実績

※過去の参加条件や地域条件等から河川・道路の区分設定を行わないことも可とする

【(Ⅲ-1)現場代理人評価見直し型に適用】

施工能力評価型(I型・II型)

【平成26年度】

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型		
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	-	-			
技術者の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の工事実績(最大3件まで)	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	9.0 (3.0×3)		9.0 (3.0×3)	
		工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	6.0		6.0	
		表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0		3.0	
		配置予定技術者の資格【下記以外】	1級土木施工管理技士の経験 又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	10年以上:A 5年以上10年未満:B 3年以上5年未満:C 3年未満:E 《指導員の同時配置》 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	1.0	20	1.0	20
		配置予定技術者の資格【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備の場合】	1級〇〇施工管理技士の経験(〇〇は工種によって「造園」又は「電気」となる)	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0		1.0	
	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得 (証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0	1.0			
	指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0	1.0			
	発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階~3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、 なし:E 等、適宜設定可	1.0	1.0			
	その他	工事特性により適宜設定可	2段階~3段階	工事特性により適宜設定可	1.0	1.0			

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型		
企業 の 能力 等	必須	工事实績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0	14	2.0	14
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0		4.0	
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E	2.0		2.0	
		工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、 0.6未満:C、0.8未満:D、 0.8以上:E	4.0		4.0	
		企業の支援体制	企業による技術者が安心して働きやすい環境づくり(家事、育児、介護・福祉)等への取り組み	5段階	就業規則に則り技術者が現場を離れる場合、バックアップ要員でカバーしたり、就業規則に加え、工事の品質確保・向上に繋がる取り組みについて、具体的な記載があり、複数の事項に配慮して効果的な提案があった場合に高く評価する。	2.0		2.0	
地域 貢献 等	オプション 項目	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0	6	2.0	6
		維持工事等の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0		2.0	
		近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0		2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0		2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0		2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階～ 3段階	地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0		2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、 なし:E	2.0		2.0	
減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲4.0又は2.0		▲4.0又は2.0			
合計					40	40			

民間技術力を活用する多様な入札方式の展開 ～「技術提案重視型」の展開～

【技術提案評価型(課題提案型)】

■大手総合建設業の技術力を活用する試行工事の実施

・本官工事において、発注者が指定する課題に対して技術提案を求める指定テーマに加え、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた課題及び技術提案を競争参加者に自由に求めることによって、大手総合建設業の技術力を活用し、工事目的物のさらなる品質向上を目指す

- ①指定テーマ(発注者指定課題)に対して技術提案を求める
 - ・発注者が工事内容に応じて、予め課題を指定する
 - ・発注者指定の課題に対し、技術提案を最大5提案求め、評価する
- ②自由テーマとして、競争参加者に課題設定及び技術提案を求める
 - ・当該工事に関する自由課題を求める
 - ・自由課題に対する技術提案を最大5提案求め、評価する

【技術提案評価型(分任官S型)】

■地元建設業の技術力を活用する試行工事の実施

・分任官工事において、技術提案評価型(S型)を適用し、現場特性や工事目的物の特性に応じた技術提案を求めることにより、地元建設業の持つ技術力の積極的な活用を図ると共に、工事目的物のさらなる品質向上を目指す

- ①指定テーマ(発注者指定課題)に対して技術提案を求める
 - ・発注者が工事内容に応じて、予め課題を指定する
 - ・発注者指定の課題に対し、技術提案を最大3提案求め、評価する
- ②一括審査方式の適用を可能とし、競争参加者及び発注者双方の事務負担軽減を図る

※評価基準は【参考1, 2】を参照

【施工能力評価型(施工計画評価型)】

■現場条件を熟知した地元建設業の技術力を活用する試行工事の実施

・分任官工事において、競争参加者の技術者、企業の評価に加え、施工計画の評価を行うことにより、現場条件を熟知した地元建設業の技術力を活用することで、工事目的物のさらなる品質向上を目指す

- ①総合評価項目において、施工計画を求める
 - ・発注者が「環境対策」「安全対策」「品質確保」「工程管理」「関係機関との調整」より当該工事の現場条件にあった課題を発注者が2項目設定する
 - ・設定した2項目の課題に対して、それぞれ施工計画を求め、評価する
- ②総合評価項目において、技術者能力(工事实績)の見直し
 - ・技術者に求める工事实績を1件とし、実績の少ない若手技術者等の登用促進を図る
 - ・技術者に求める工事实績について、現場代理人の工事实績を監理(主任)技術者と同等評価することで、若手技術者等の登用促進を図る
- ③一括審査方式の適用を可能とし、競争参加者及び発注者双方の事務負担軽減を図る

※評価基準は【参考3】を参照

※本官工事とは発注予定金額の3億円以上、分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事

技術提案評価型(S型)【河川・道路】

【平成26年度】

《分任官S型》

評価項目の満点に対しての評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO以外		
技術提案	目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画に係る技術提案	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画等	提案に見合った段階数を設定	提案毎に評価を行い、加算点は提案毎の点数の合計とする。 (3段階評価の例) 高い効果が期待できる⇒「優」:10点 効果が期待できる⇒「良」:5点 一般的事項のみの記載となっている⇒「可」:0点	30.0	30	
技術者の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の工事実績(最大3件まで)	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事:A より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事:C 同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事:E	6.0 (2.0×3)	15
		工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	6.0	
		表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0	
企業の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	6.0	15
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年間の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	6.0	
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰及び部長表彰、感謝状:C なし:E	3.0	
ヒアリング	必要に応じて実施	技術提案に対する理解度	技術提案の内容の理解度を求める	3段階	提案を十分に理解している:×1.0 提案を理解している:×0.5 上記以外:×0.0	技術提案の点数に乗じる	
		監理能力	同種工事の監理能力について確認する	3段階	十分な監理能力が確認できる:×1.0 一定の監理能力が期待できる:×0.5 上記以外:×0.0	技術者の工事実績の点数に乗じる	
減点項目		九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点		2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲6.0又は3.0	
合計					60		

技術提案評価型(S型)【河川・道路】 地元企業活用評価型
《分任官S型》

【平成26年度】

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO以外	
技術提案	目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画に係る技術提案	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画等	提案に見合った段階数を設定	提案毎に評価を行い、加算点は提案毎の点数の合計とする。 (3段階評価の例) 高い効果が期待できる⇒「優」:10点 効果が期待できる⇒「良」:5点 一般的事項のみの記載となっている⇒「可」:0点	30.0 30	
技術者の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の工事実績(最大3件まで)	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事:A より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事:C 同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事:E	6.0 (2.0×3)
		工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	6.0
		表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0
企業の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	3.0
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年間の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰及び部長表彰、感謝状:C なし:E	2.0
		〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰)及び国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰):A、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰):B、 当該工事内容に該当する登録基幹技能者の配置:C、 なし:E	2.0
		下請け予定業者の表彰実績	平成18年度以降の表彰実績	2段階	優良工事における下請者表彰(事務所長表彰):A、なし:E	1.0
		地元企業活用比率	地元下請け企業との契約比率と地元資材調達比率の合計比率(比率については、それぞれ、入札価格に対する割合とする。)	5段階	標準値以上の最も比率の高いものを優位に評価する。	3.0
ヒアリング	必要に応じて実施	技術提案に対する理解度	技術提案の内容の理解度を求める	3段階	提案を十分に理解している:×1.0 提案を理解している:×0.5 上記以外:×0.0	技術提案の点数に乗じる
		監理能力	同種工事の監理能力について確認する	3段階	十分な監理能力が確認できる:×1.0 一定の監理能力が期待できる:×0.5 上記以外:×0.0	技術者の工事実績の点数に乗じる
	減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲6.0又は3.0	
合計					60	

施工能力評価型(I型・II型)【河川・道路】

【平成26年度】

《施工計画評価型》

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型 (施工計画評価)	
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(2提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	3段階	「環境対策」「安全対策」「品質確保」「工程管理」「関係機関との調整」より当該工事の現場条件にあった課題(5項目から2項目を定める)の記載について、それぞれ「優、可、不可」の3段階を行い、2つの評価の合計点とする。 「優」⇒5点 「可」⇒0点 「不可」⇒「×」 2項目とも「不可」だった場合、「参加資格なし」	10.0	10
	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の工事実績(1件)	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	3.0 (3.0×1)	14
必須	工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	6.0	
	表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0	
	配置予定技術者の資格【下記以外】	1級土木施工管理技士の経験 又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	10年以上:A 5年以上10年未満:B 3年以上5年未満:C 3年未満:E 《指導員の同時配置》 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	1.0	
	配置予定技術者の資格【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備の場合】	1級〇〇施工管理技士の経験(〇〇は工種によって「造園」又は「電気」となる)	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0	
オプション項目	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得 (証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0	
	指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0	
	発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階～3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、 なし:E 等、適宜設定可	1.0	
	その他	工事特性により適宜設定可	2段階～3段階	工事特性により適宜設定可	1.0	

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型 (施工計画評価)		
企業の能力等	必須	工事实績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	12	
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g		4.0
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E		2.0
		工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、 0.6未満:C、0.8未満:D、 0.8以上:E		4.0
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績 【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0	
		維持工事等の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0	
		近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階~ 3段階	地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、 なし:E	2.0	
減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲4.0又は2.0			
合計					40		

九州地整における一括審査方式の試行方針

目的

- ①技術審査業務の負担軽減。
- ②発注者・競争参加者双方の入札手続きの効率化により予算の早期執行を図る。

要旨

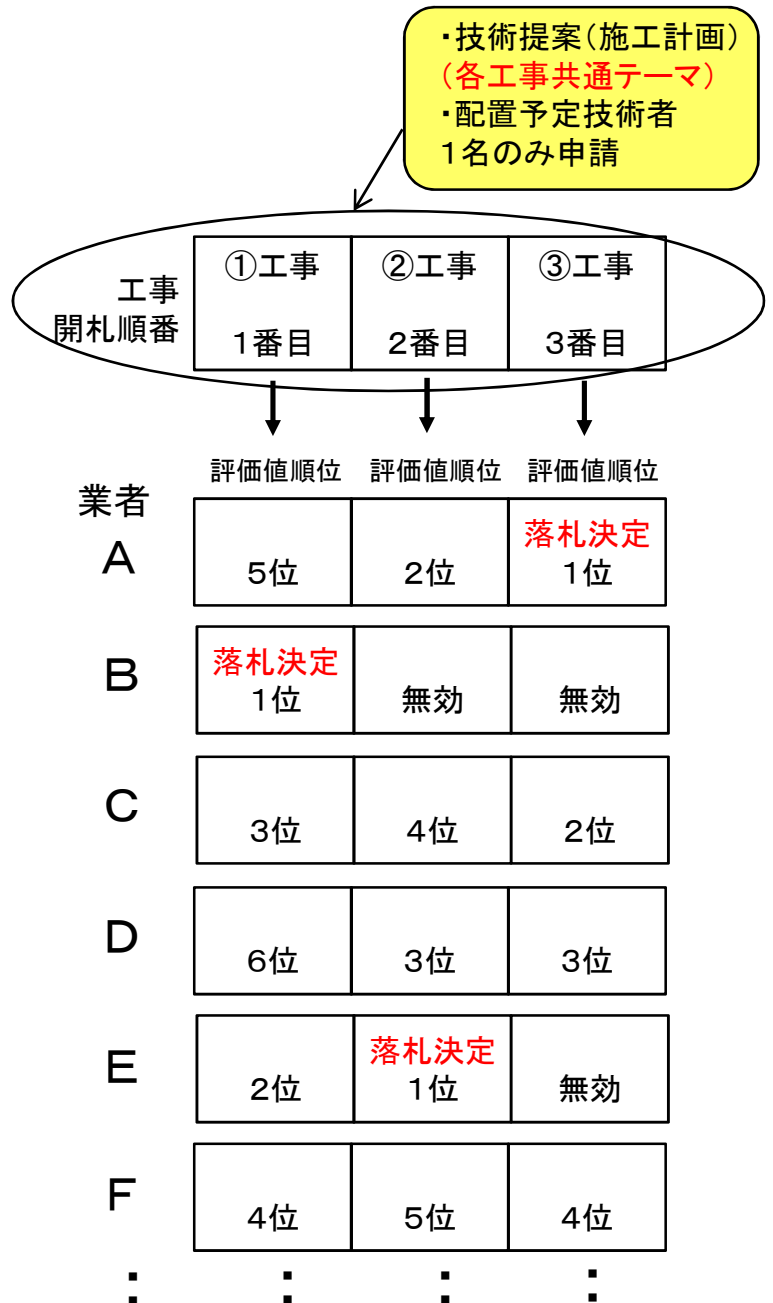
参加資格要件等を共通化できる**複数工事の発注**が**同時期**に予定されている場合、競争参加者からの**技術資料**の提出は、**1つのみ**とし発注者・競争参加者双方の**業務負担の軽減**を図るとともに**スピーディな予算の執行**に寄与する。

一括審査方式の内容

- ①**複数工事**の発注に対して**同一テーマの技術提案(施工計画)**を求める。
- ②**入札は、すべての工事または、希望する工事のみ**札を入れる。
- ③入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、**工事ごとに評価値の最も高い者に落札決定**する。
- ④なお、受注した企業は、工事に専念し**確実な施工**を実施する体制の構築が求められるため、**1公告に配置できる予定技術者**は、技術提案(施工計画)を熟知し**確実に履行できる1名**として**リスクの分散**を図る。
- ⑤**落札決定し、配置予定技術者がいなくなった企業は、以降の入札は無効扱い**とする。

【イメージ図】

複数工事一括発注



品確法改正について

【平成26年12月3日】

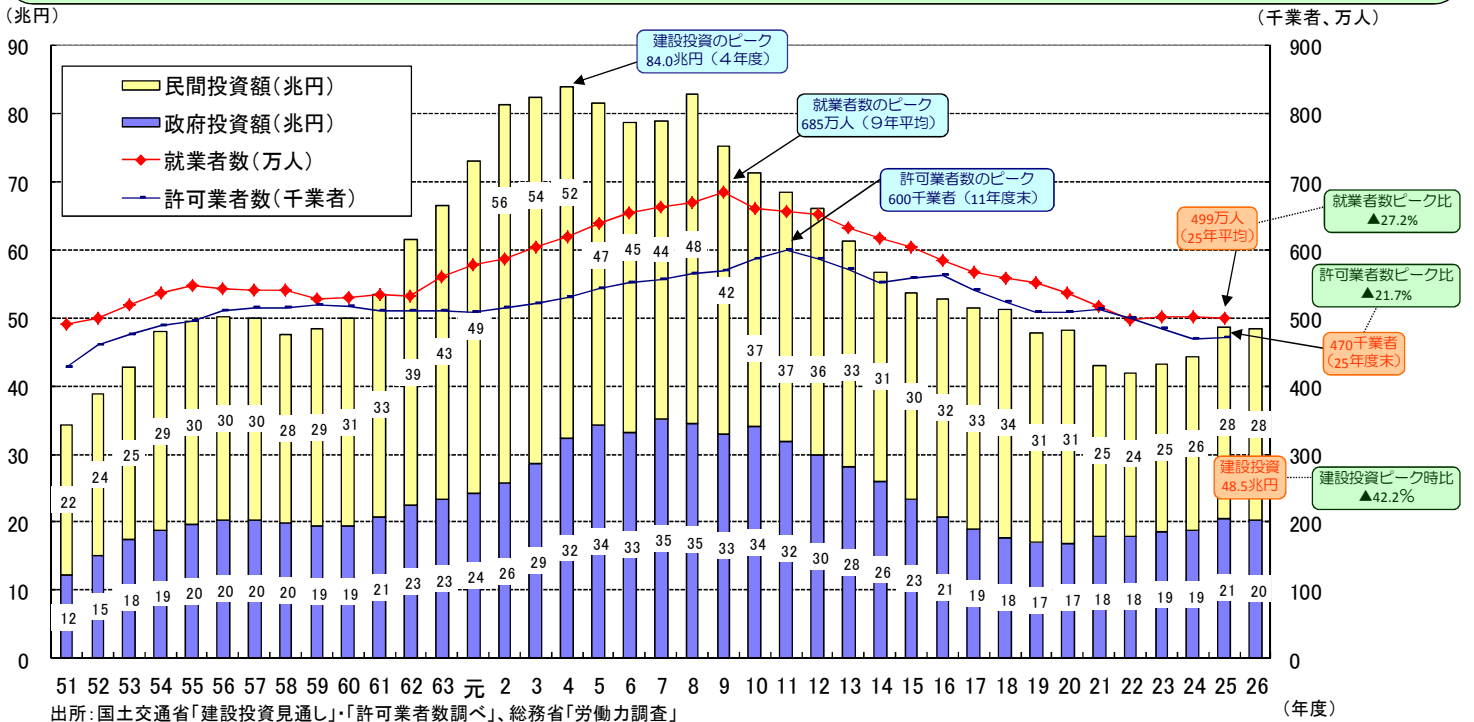
国土交通省 九州地方整備局

目 次

改正品確法について	……(P 1～P12)
公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(新旧対照表)(参考資料－1)	……(P13～P29)
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について(参考資料－2)	……(P30～P41)
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について(参考資料－3)	……(P42～P59)
発注関係事務の運用に関する指針(骨子案)(参考資料－4)	……(P60～P67)
企業の適切な技術評価の確認をJACICが支援します(参考資料－5)	……(P68～P69)

全国の建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、26年度は前年度比0.5%減の48兆4,700億円となる見通し(ピーク時から約42%減)。
- 建設業者数(25年度末)は約47万業者で、ピーク時(11年度末)から約22%減。
- 建設業就業者数(25年平均)は499万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。

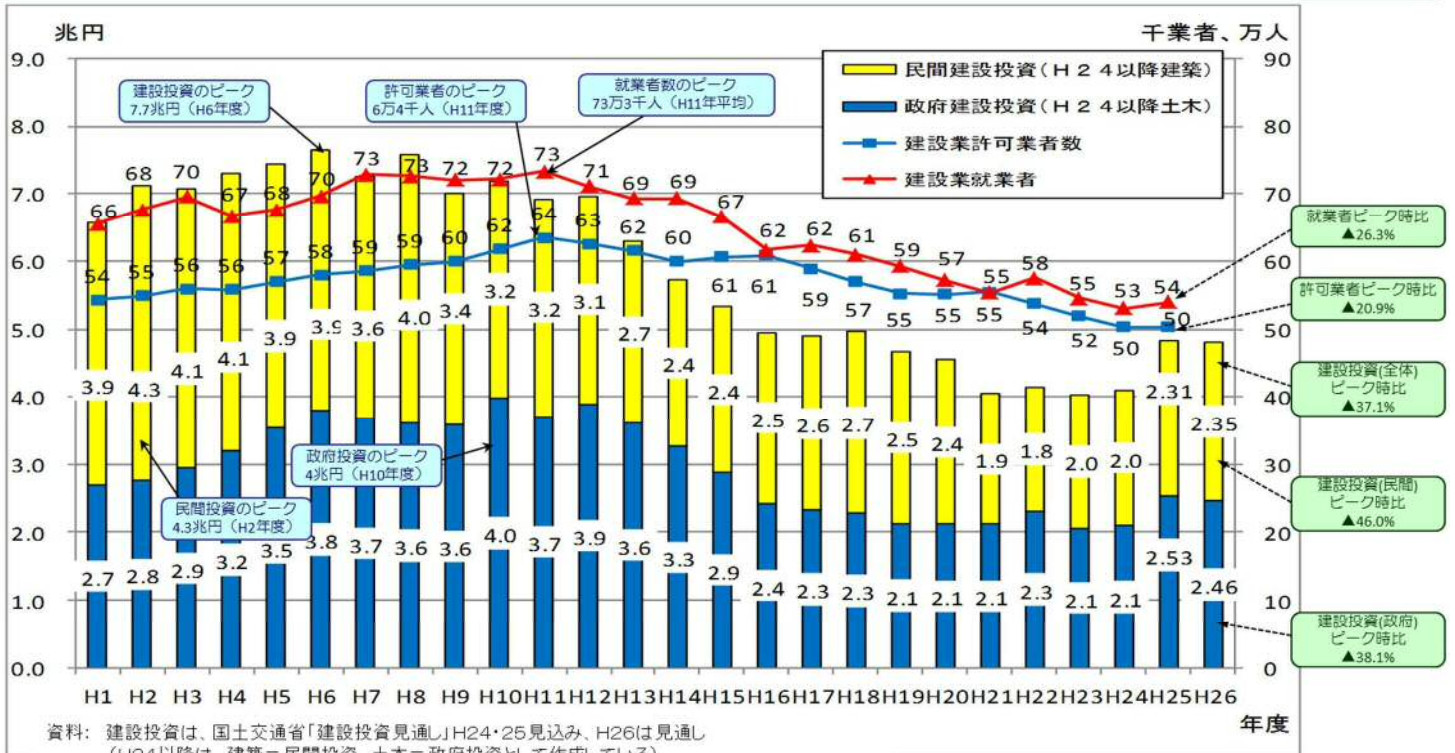


51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成22年度まで実績、24年度・25年度は見込み、26年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均(2010年国勢調査基準) (※H23年平均は、東日本大震災に伴う補完推計値。)

九州の建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成26年度見通し)は前年度0.6%減の4兆8200億円で、ピーク時(6年度)から約37.1%減。 **全国比 9.9%**
- 建設業者数(25年度末)は約5万業者で、ピーク時(11年度末)から約20.9%減。 **全国比 10.7%**
- 建設業就業者数(25年平均)は54万人で、ピーク時(11年平均)から約26.3%減。 **全国比 8.3%**



資料：建設投資は、国土交通省「建設投資見通し」H24・25見込み、H26は見通し
 (H24以降は、建築=民間投資、土木=政府投資として作成している)
 許可業者数は、国土交通省調べ(各年度末現在)
 就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成(年平均)

九州の建設業許可業者数、建設就業者数

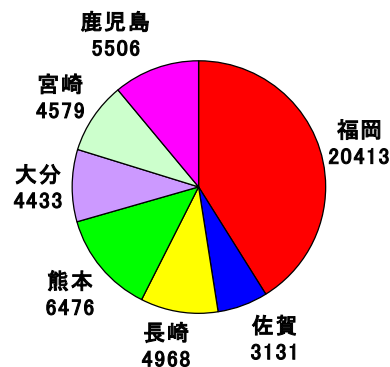
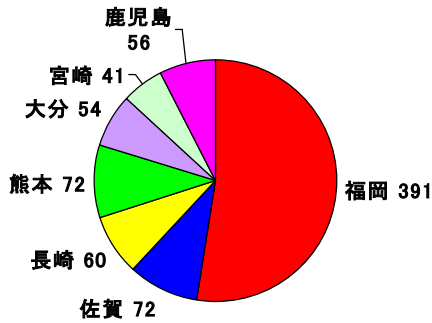
●九州の建設業許可業者数(平成26年3月31日現在)

※括弧書きは平成25年3月末現在からの増減

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
(昨年度からの増減) 大臣許可	(5) 391	(▲ 2) 72	(▲ 2) 60	(0) 72	(2) 54	(▲ 3) 41	(▲ 8) 56	(▲ 8) 746
(昨年度からの増減) 知事許可	(▲ 37) 20,413	(▲ 4) 3,131	(▲ 19) 4,968	(27) 6,476	(▲ 16) 4,433	(1) 4,579	(12) 5,506	(▲ 36) 49,506
対ピーク年度末比減少率 (ピーク年度)	▲20.6% (H11)	▲24.5% (H11)	▲20.3% (H16)	▲21.4% (H11)	▲16.6% (H11)	▲28.3% (H11)	▲16.8% (H15)	▲20.9% (H11)
(昨年度からの増減) 計	(▲ 32) 20,804	(▲ 6) 3,203	(▲ 21) 5,028	(27) 6,548	(▲ 14) 4,487	(▲ 2) 4,620	(4) 5,562	(▲ 44) 50,252

大臣許可業者 (746)

知事許可業者 (49,506)



●九州の建設業就業者数

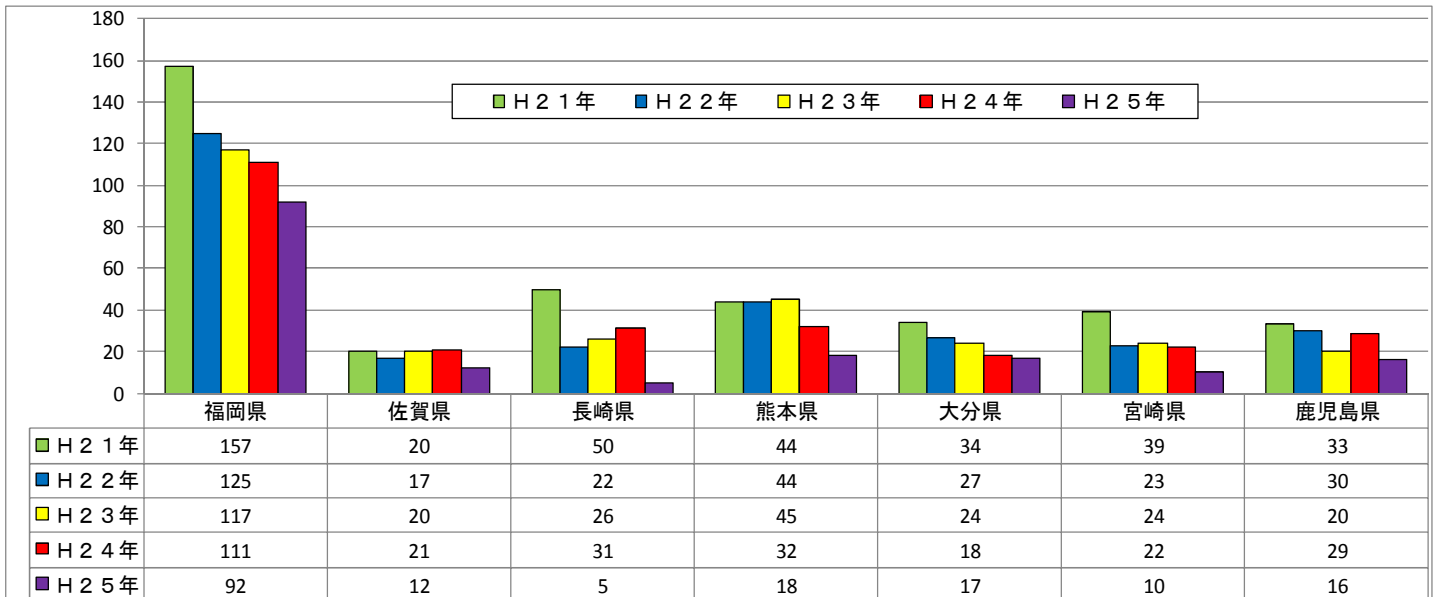
【総務省労働力調査(九州)より】

平成11年平均	72.9万人	▶	平成25年平均	54万人	(▲25.9%)
			(平成24年平均 53万人)		

九州各県別建設業倒産件数及び全業種に占める建設業者の倒産の割合

○九州7県の合計の倒産件数	H21 377件	H22 288件	H23 276件	H24 264件	H25 170件
○九州7県の全業種に占める建設業者の倒産の割合	H21 36.3%	H22 35.6%	H23 34.1%	H24 34.3%	H25 24.5%

倒産件数



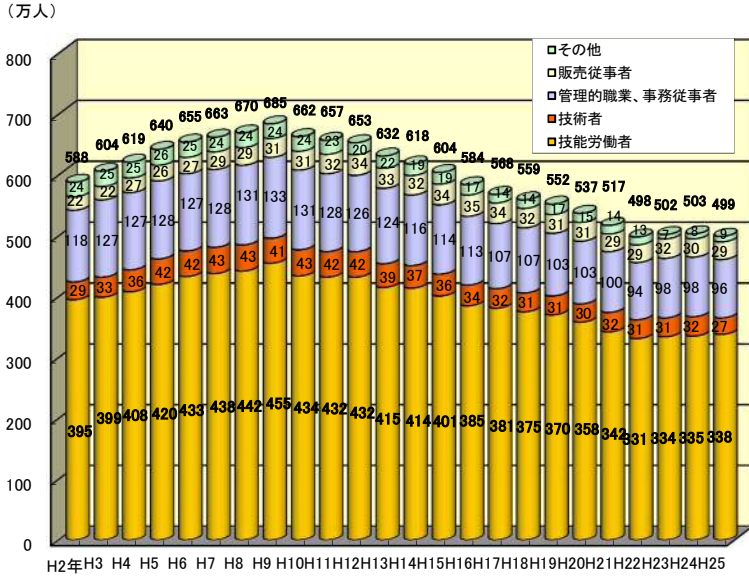
全業種に占める建設業の倒産の割合

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
H21年	32.7%	33.3%	41.0%	34.6%	35.1%	50.6%	42.9%
H22年	33.3%	36.2%	30.6%	38.6%	38.0%	35.4%	46.9%
H23年	30.0%	44.4%	33.3%	40.9%	36.4%	42.1%	31.3%
H24年	30.7%	38.9%	43.7%	36.0%	29.0%	32.8%	44.6%
H25年	26.2%	23.5%	10.2%	25.0%	29.3%	26.3%	21.1%

*) 出所: 東京商工リサーチ資料より作成。負債額総額1,000万円以上を集計

技能労働者等の減少

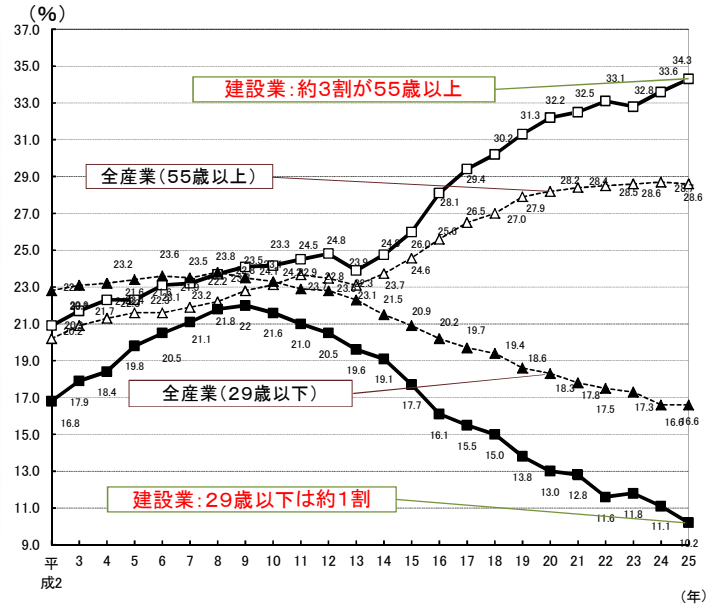
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 499万人(H25) ▲ 186万人(▲27%)
- 技術者： 41万人(H9) → 27万人(H25) ▲ 16万人(▲34%)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 338万人(H25) ▲ 117万人(▲26%)



出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約10%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が大きな課題。
 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成24年と比較して55歳以上が約11万人増加、29歳以下が約5万人減少(平成25年)



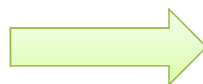
出所：総務省「労働力調査」

高齢者の引退、若年者の入職減

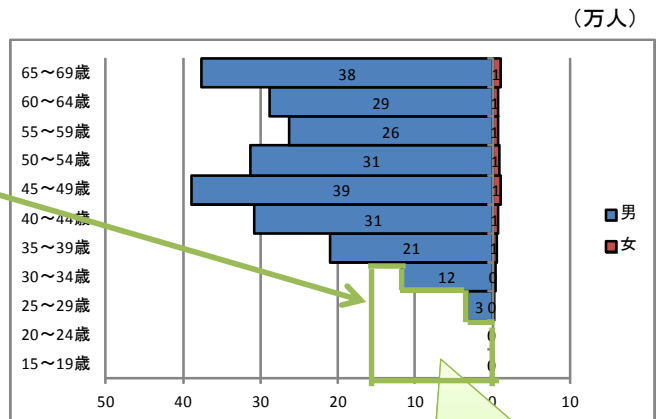
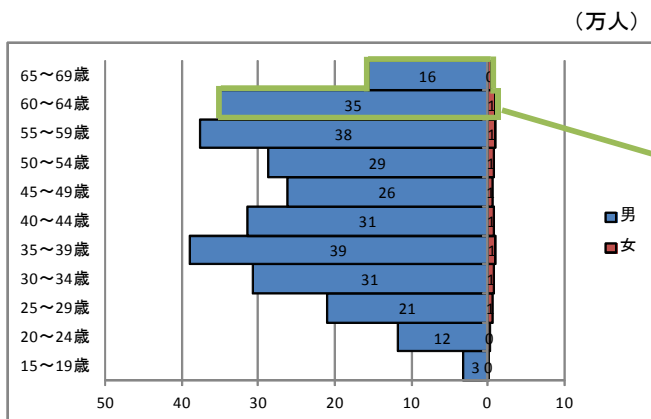
- 現在、**60歳以上の建設技能労働者等は52万人**存在し、全体の**約18%**に上ります。
- 今後も引退による労働者数の減少は続き、10年後には、大半が引退することになります。**
- 他の年齢層においても年齢の上昇が見込まれます。→ **若年入職者の確保が課題**です。

※ なお、一定の能力を備えた技能労働者等を育成するためには、職種にはよるものの、概ね10年程度の時間がかかると言われてしています。

平成22年の建設技能労働者等の人口ピラミッド



10年後の建設技能労働者等の人口ピラミッド(想定)



これだけの技能労働者を、若年入職で補填しなくてはならない。

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、**公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。**

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

基本理念を実現するため

■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例） 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
 <建設業法等の一部を改正する法律>

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的> インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

▶H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
▶H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
▶H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した**予定価格の適正な設定**

○不調、不落の場合等における見積り徴収

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更

○発注者間の連携の推進 等

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） →受発注者の事務負担軽減

○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注） →地元にも明るい中小業者等による安定受注

○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

○国と地方公共団体が相互に**緊密な連携**を図りながら協力

○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の**運用指針**を策定

**公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）（品確法基本方針）**

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等）等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

○上記のうち、発注関係事務の運用については、「運用指針」において、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつわかりやすく示す予定。

○運用指針は、地方公共団体、事業者等の意見を聴き、年内目途に策定予定。

**公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）【詳細版①—全体像】**

「品確法基本方針」の全体像

赤字：今回の主な改正箇所

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保 ○適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理
- 地域における担い手の育成・確保への十分な配慮 ○賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮 等

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

<p>1. 発注関係事務の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積り活用等） ➢ ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準等の適切な設定等） ➢ 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更 	<p>5. 中立かつ公正な審査・評価の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合評価落札方式や技術提案・交渉方式における学識経験者からの意見聴取、結果の公表 等
<p>2. 受注者の責務に関する事項</p> <p>受注者において、適正な下請契約の締結、技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善の取組が行われるよう、国として必要な施策を実施</p>	<p>6. 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 工事成績評定項目の標準化 ➢ 完成後一定期間後の施工状況の確認・評価 等
<p>3. 技術的能力の審査に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 有資格業者名簿の作成の際の資格審査（工事成績評定等） ➢ 個別工事に際しての技術審査（配置予定技術者の経験） ➢ 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（若年技術者、技能労働者の育成・確保状況、建設機械の保有状況等） 	<p>7. 発注関係事務の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発注者によるデータベースの整備・更新 等 <p>8. 調査及び設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の採用 ➢ 配置予定技術者の経験・資格の審査・評価 等
<p>4. 多様な入札及び契約の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 競争参加者の技術提案を求める方式 ➢ 段階的選抜方式 ➢ 技術提案・交渉方式 ➢ 地域における社会資本の維持管理に資する方式 等 	<p>9. 発注関係事務を適切に実施できる者の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国・都道府県による発注者への支援 ➢ 国・都道府県以外の者の活用 <p>10. 施策の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国及び地方公共団体が相互に緊密な連携・協力 ➢ 発注者共通の運用指針を策定・フォローアップ

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）【詳細版②—改正のポイント】

1. 発注者責務の明確化

「品質法基本方針」の改正のポイント

① 予定価格の適正な設定

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

- 公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための**適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠**。
- 発注者が予定価格を定めるに当たっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、**市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算**を行う。
- この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる**歩切りについては、厳にこれを行わないものとする**。
- 入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じている場合には、入札参加者から工事の全部又は一部について**見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算**を行うなどにより適正な予定価格の設定を図るよう努める。

② ダンピング受注の防止

- いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、**公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在**も指摘。
- ダンピング受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、**公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等**の問題がある。
- 発注者は、ダンピング受注を防止するため、**適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定**するなど必要な措置を講ずる。

③ 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

- 発注者は、債務負担行為の積極的活用等により**発注・施工時期の平準化**を図るよう努める。
- 受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、**各発注者が連携して発注見通しを統合して公表**する等必要な措置を講ずるよう努める。
- 発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた**適切な工期を設定**するよう努める。
- 工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い**請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更**を行う。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）【詳細版③—改正のポイント】

2. 多様な入札契約制度の導入・活用

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

① 段階的選抜方式

- 競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。
- 発注者は、**競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは**、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により**一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定**することができる。

② 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）

- **技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において**、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、**技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約**することができる。
- この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定める。

③ 地域における社会資本の維持管理に資する方式

- **災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために**、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、
 - ・ **工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注**する方式、
 - ・ **複数の工事を一の契約により発注**する方式、
 - ・ 災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として**地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体が競争に参加**することができることとする方式
 などを活用する。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）【詳細版④—改正のポイント】

3. 受注者の責務に関する事項

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

- 国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善等の取組が適切に行われるよう、元請負人と下請負人の契約適正化のための指導、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の要請等必要な措置を講ずる。
- 国は、法令に違反して社会保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上有利となるような事態を避けるため、発注者と連携して、このような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導を徹底する。
- 国は、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

4. その他国として講ずべき施策

① 予定価格の適正な設定のための施策

- 国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定する。
- 国は、中長期的な担い手の育成及び確保や市場の実態の適切な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを適切に行う。

② 調査及び設計の品質確保のための施策

- 国は、配置が予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検討を進め、必要な措置を講ずる。

③ 発注者の支援のための施策

- 国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針（運用指針）を策定。
- 当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ公表。
- 国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努める。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

適正化指針とは：入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定。

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

- ✓ ダンピング防止を入札契約適正化の柱として追加する入契法の改正法が成立
- ✓ 予定価格の適正な設定、ダンピング防止、適切な設計変更等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. ダンピング対策の強化

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底を求める

II. 歩切りの根絶

歩切りについて、品確法に違反する旨を明記

III. 適切な契約変更の実施

追加・変更工事が必要な場合における書面による変更契約の締結や、必要な費用・工期の変更について、これを行わない場合、建設業法に違反するおそれがある旨を明記し、改めてその適切な実施を求める

IV. 社会保険等未加入業者の排除

元請業者については競争参加資格審査等により、下請業者については建設業許可行政庁への通報等により、社会保険等未加入業者の排除を求める

V. 談合防止策の強化

予定価格作成を入札書提出後とする等、職員に対する不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入を追記

適正化指針改正後の運用強化（案）

- 低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その導入等を要請
- 歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ個別発注者名を公表すること等により、改善を促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）【詳細版①】

「適正化指針」の全体像

赤字：今回の主な改正箇所

1. 透明性の確保

- 情報の公表（入札契約に係る情報は基本的に公表）
- 第三者の意見を適切に反映する方策（学識経験者等からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置 等）

2. 公正な競争の促進

- 一般競争入札の適切な活用（メリットとデメリットを踏まえ対象工事の見直し等により適切に活用 等）
- 総合評価落札方式の適切な活用（工事の性格等に応じ適切に活用、事務量の軽減 等）
- 地域維持型契約方式（一括発注、複数年度契約、共同企業体等への発注 等）
- 適切な競争参加資格の設定（暴力団関係業者や**社会保険等未加入業者の排除**、地域要件の設定 等） 等

3. 談合その他の不正行為の排除

- 談合情報や一括下請負等建設業法違反への適切な対応
- 不正行為が起きた場合の厳正な対応
- 談合に対する発注者の関与の防止（**職員への不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入** 等） 等

4. ダンピング受注の防止

- **予定価格の適正な設定（歩切りの禁止 等）**
- 入札金額の内訳書の提出
- **低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用**
- 不採算受注の受注強制の禁止
- 低入札価格調査の基準価格等の公表時期

5. 適正な施工の確保

- 施工状況の評価
- 受発注者間の対等性の確保（**適切な契約変更**等）
- 施工体制の把握の徹底（工事施工段階における監督・検査の確実な実施、施工体制台帳の活用等）

6. その他

- 不良・不適格業者の排除（暴力団関係業者や**社会保険等未加入業者の排除** 等）
- IT化の推進
- 発注者間の連携強化 等

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）【詳細版②—改正のポイント】

「適正化指針」の改正のポイント

1. ダンピング対策の強化

(下線部：今回改正により追加される部分／赤字：ポイント)

- **低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。

→本規定を根拠として、低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その導入等を要請

2. 歩切りの根絶

- **ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、**適正な金額で契約を締結することが必要。****
- **そのためは、まず、予定価格が適正に設定されることが必要。**
- このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う。
- この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、**公共工物品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反することから、これを行わないものとする。**

→歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ個別発注者名を公表すること等により、改善を促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版③—改正のポイント】

3. 適切な契約変更の実施

（下線部：今回改正により追加される部分／赤字：ポイント）

- ▶ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更**を行う。
- ▶ 工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、**必要な変更契約を適切に締結**する。
- ▶ 追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、**建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。**

4. 社会保険等未加入業者の排除

①元請業者からの社会保険等未加入業者の排除

- ▶ 公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要。
- ▶ 法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（社会保険等未加入業者）について、**公共工事の元請業者から排除**するため、**定期の競争参加資格審査や個別工事の競争参加資格の設定**等で、必要な措置を講ずる。

②下請業者からの社会保険等未加入業者の排除

- ▶ **元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止**することや、社会保険等未加入業者を確認した際に**建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報**すること等の措置を講ずることにより、**下請業者も含めてその排除**を図る。

5. 談合防止策の強化

- ▶ 各省各庁の長等は、**予定価格の作成時期を入札書の提出後とする**など外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進める。

●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
 - 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務
- 建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題**

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】 → 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除 → 入契法に基づく適正化指針改正
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】 → 談合の防止
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】 → 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】 → 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】 → 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】 → 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

- ⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

- ▶ 4/4 参議院本会議決（全会一致）
- ▶ 5/29 衆議院本会議決（全会一致）
- ▶ 6/4 公布

施行日

- ▶ 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- ▶ H26.9に施行予定（①）
- ▶ H27.4.1に施行予定（②⑤⑥⑦）
- ▶ 公布の日から2年以内に施行（④）

発注関係事務の運用に関する指針 策定スケジュール(案)

平成26年6月4日「公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

・発注関係事務の運用に関する指針(骨子イメージ案)の作成

平成26年7月上旬 発注関係事務の運用に関する指針(骨子イメージ案)の提示

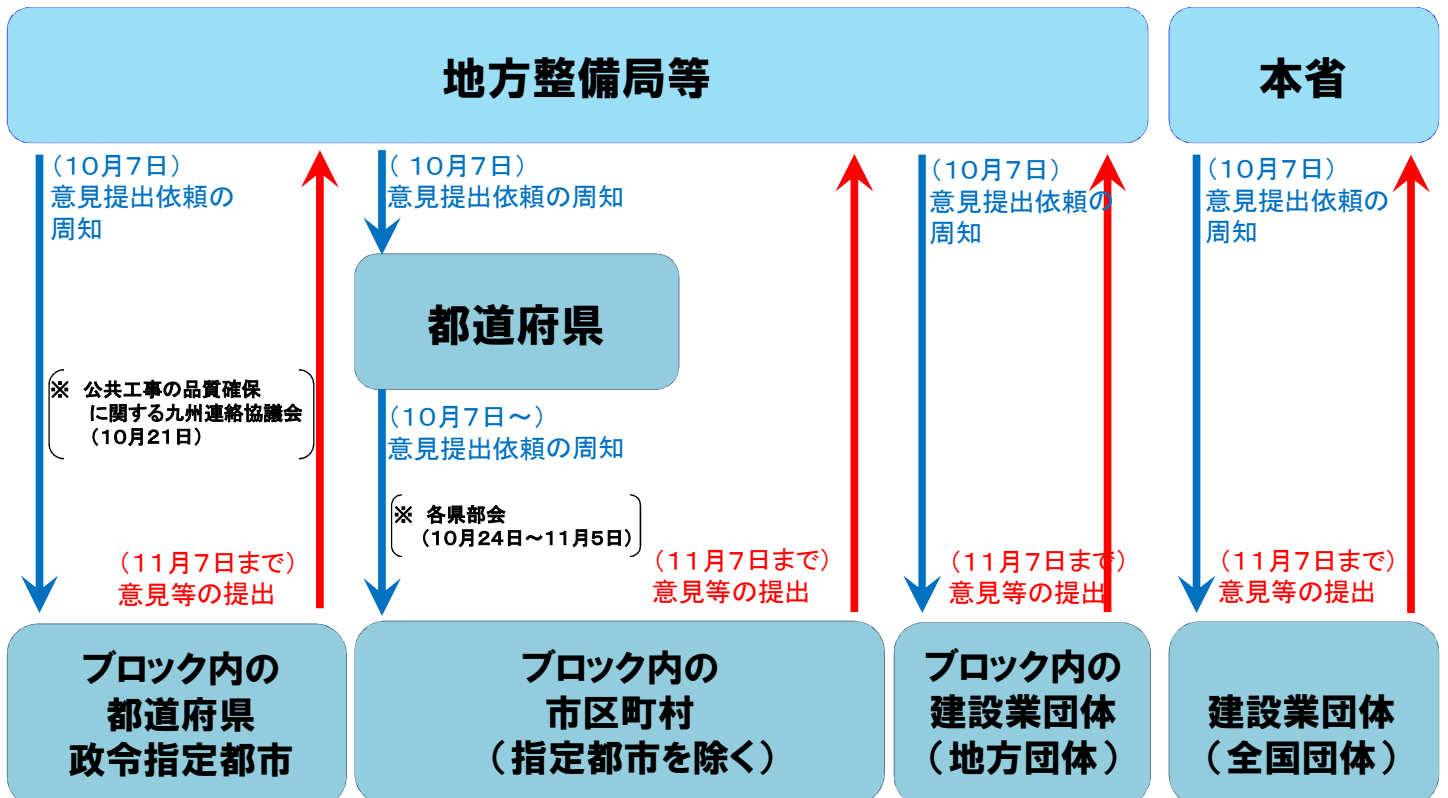
・地方公共団体及び建設業団体等からの意見等の提出
(平成26年8月29日まで)

平成26年10月上旬 発注関係事務の運用に関する指針(骨子案)の提示

・地方公共団体及び建設業団体等からの意見等の提出
(平成26年11月7日まで)

平成26年12月(予定) 発注関係事務の運用に関する指針 策定

発注関係事務の運用に関する指針(骨子案)に係る意見等の提出について



骨子イメージ案 項目	地方公共団体意見	建設業団体意見
0. 本指針の位置づけについて		
指針の位置づけ、全般	<ul style="list-style-type: none"> 運用指針を発注者共通のルールとして強制するのではなく、各発注者の実情を踏まえた柔軟な運用を認めてほしい 運用指針での規定内容について、それが義務事項なのか努力事項なのかが分かるように表現してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 運用指針を策定した後、各発注者の指針に規定する内容の実施状況を確認し、国によるフォローアップを実施してほしい 市町村発注工事でも対応可能な運用指針を作成してほしい
1. 発注関係事務の適切な実施について		
(1) 調査・設計段階		
① 事業目標の設定、事業全体の工程計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の工程の検討では、予算措置・法定手続き等も踏まえた方がいい 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階で関係機関調整や用地取得等の工事の前向きをしっかりと実施することを明記してほしい
③ 技術者能力の資格による評価等による調査・設計の品質確保	<ul style="list-style-type: none"> 技術者能力の評価において、資格により評価する業務内容と具体的な資格を明確にしてほしい 	
(2) 工事発注準備段階		
④ 工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択	<ul style="list-style-type: none"> 各入札契約方式の選択の考え方、選択事例等を具体的に示してほしい 各発注者により弾力的に運用ができるように配慮してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 地域インフラを支える方式を積極的に導入してほしい
⑥ 理通条件等を踏まえた、適切な設計書、図面、仕様書の作成		<ul style="list-style-type: none"> 用地取得状況や関係機関調整等に関する施工条件の明示を徹底してほしい
⑦ 担い手の確保・育成に必要な適正利益の確保のための適正な予定価格の設定	<ul style="list-style-type: none"> 歩切りの定義を明確にほしい 必要に応じて積算基準の見直しを実施し、見直し場合は情報提供してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 歩切の禁止を関係機関へ周知徹底してほしい
⑨ 計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化		<ul style="list-style-type: none"> 計画的な発注や適正な工期設定、工事施工時期の平準化を推進してほしい
(3) 入札契約段階		
⑩ 競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の判断により予定価格の事前公表も選択が出来るようにしてほしい 	
⑪ 企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約	<ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査基準、最低制限価格の設定は、「全ての工事」を対象とはしないでほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術的能力をもっと積極的に評価してほしい 低入札価格調査基準又は最低制限価格を必ず設定するようにしてほしい
(4) 工事施工段階		
⑫ 施工実態、単価の変動等を踏まえた適切な契約変更の実施		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書の変更に伴う精算金額、工期の適切な変更を徹底してほしい
⑬ 発注者との情報共有や環境の迅速化等、円滑な執行の確保	<ul style="list-style-type: none"> 三者会環や設計変更審査会は必要に応じて設置・活用すればよいのではないか 	
(5) 完成後		
⑭ 完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な確認・評価の対象や方法を示してほしい 	
2. 発注体制の強化等		
(1) 発注体制の整備等		
⑯ 発注者自らの体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体への支援方法を具体的に明示してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者自らもマンパワーの確保や技術力等の向上を進めてほしい
⑰ 外部からの支援体制の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の実施体制を踏まえて必要な支援をしてほしい 	
(2) 発注者間の連携強化		
⑱ 工事成績データの共有化・相互活用等	<ul style="list-style-type: none"> 工事成績評定要領の標準化にあたっては、全国一律ではなく工事規模等に応じたものとしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 検査・評定要領の標準化、評価基準の統一、工事成績のデータベース化の推進を実施してほしい

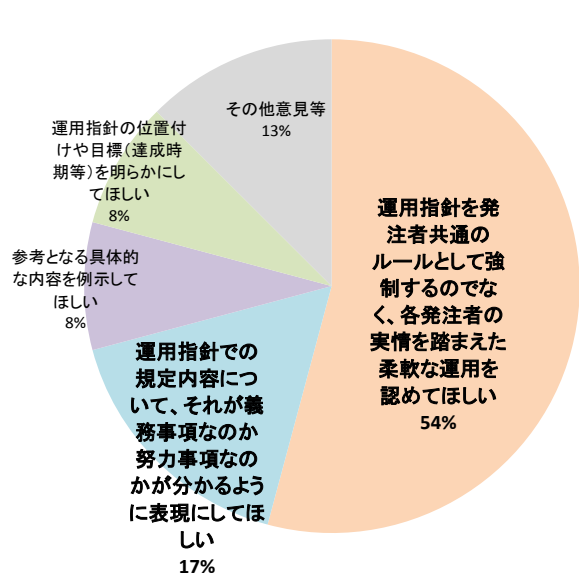
地方公共団体からの意見

(対象：平成26年8月29日までに地方公共団体から提出された意見)

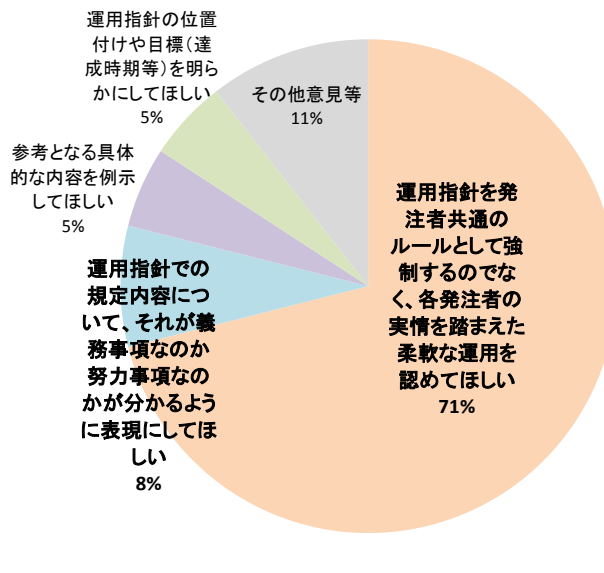
0. 本指針の位置づけについて

【主な意見】

- 運用指針を発注者共通のルールとして強制するのではなく、各発注者の実情を踏まえた柔軟な運用を認めてほしい
- 運用指針での規定内容について、それが義務事項なのか努力事項なのかが分かるように表現してほしい



【都道府県・政令市】



【市区町村】

発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）の概要（1/2）

0. 本指針の位置づけについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定される「発注者の責務」を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための、発注者共通の指針。
- 発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や入札契約方式の選択・活用について体系的かつ分かりやすくまとめたもの^(※)。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

(※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用に資することが目的

I. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

現在及び将来の公共工事の品質確保ならびにその担い手の中長期的な育成・確保に留意しつつ、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）の各段階で、以下の事項を考慮する。



発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）の概要（2/2）

II. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用する。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点



2. インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を踏まえた入札契約方式の活用の例

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 地域インフラを支える建設業者を確保する方式 | (3) 補修の技術的課題に対応した方式 |
| (2) 若手技術者の配置を促す方式 | (4) 発注者を支援する方式 |
- など

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
 ○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 基本方針等（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 多様な入札及び契約の方法等</p> <p>第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）</p> <p>第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条―第二十条）</p> <p>第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十一条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基</p>

念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

〔略〕

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3| 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

〔新設〕

4| 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

〔新設〕

5| 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

3| 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

〔新設〕

6| 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

〔新設〕

7| 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない

4| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9| 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

11| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公

5| 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

6| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。

7| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならぬ。

〔略〕

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〔新設〕

（発注者の責務）

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完

督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号におい

成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

〔新設〕

て同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2 公共工事の受注者(受注者となる者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のため

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

〔新設〕

に必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらに係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔略〕

4 〔略〕

5 〔略〕

(基本方針に基づく責務)

〔新設〕

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第十条 〔略〕

（関係行政機関の協力体制）

第十一条 〔略〕

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条 〔略〕

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二

十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあつては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に關し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

〔競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等〕

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法

〔多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法の選択〕

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

〔競争参加者の技術提案を求める方式〕

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 | 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔競争参加者の技術提案〕

第十二条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

〔新設〕

争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3| 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4| [略]

5| [略]

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を

2| 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3| 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4| 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

[新設]

評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

第十七条 [略]

2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

[新設]

3) 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

〔新設〕

〔新設〕

活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならぬ。

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

らない。

〔発注関係事務の運用に関する指針〕

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

〔新設〕

〔国の援助〕

第二十三條 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

〔新設〕

〔公共工事に関する調査及び設計の品質確保〕

第二十四條 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となるうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫につ

〔新設〕

いての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に
応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確
保するよう努めなければならない。

2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業
務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関す
る資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めな
ければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に
応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資
格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるよ
うにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討
を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（技術提案）</p> <p>第十条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）<u>第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定</u>を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（技術提案）</p> <p>第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めるよう努めなければならない。</p> <p>2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。</p> <p>3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）<u>第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定</u>を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための
基本的な方針の一部変更について

(別紙)

平成26年9月30日
閣議決定

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第9条第1項の規定に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）を別紙のとおり変更する。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための
基本的な方針

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第10条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）等が生じてきた。そのため、工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者

の減少、更には建設生産を支える技術・技能の承継が困難となっているという深刻な問題が発生している。このような状況の下、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が顕著となっている。予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択、競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等の発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者や、いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されており、これも、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念の一つとなっている。さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。こうしたことから、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。しかし、現在の入札及び契約の方法は、画一的な運用になりがちである、民間の技術やノウハウを必ずしも最大限活用できていない、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずしも十分な対応ができていない等の課題が存在する。

このような観点に立つと、現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公

共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。

また、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが基本となる。加えて、発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等を適切に行うよう努めることも必要である。

さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保する必要がある。加えて、地域において災害対応を含む維持管理が適切に行われるよう、地域における担い手の育成及び確保について地域の実情を踏まえた十分な配慮がなされることが必要である。

これらにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が中長期的に確保され、また、これらの者が公共工事を施工することとなることにより、現在及び将来の公共工事の目的物の品質が確保されることとなる。また、競争参加者の技術的能力の審査を行った場合には、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。

さらに、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、

技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案がよりの確に活用された場合には、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査及び設計の契約においても、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、ダンピング受注が防止されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門工事業者やこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすこ

とから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結され、その代金ができる限り速やかに支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務（新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施しなければならない。

（1）予定価格の適正な設定

公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経

済社会情勢の変化により、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。

予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札不調・不落が生じている場合には、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めるものとする。

国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定するものとする。また、国は、中長期的な担い手の育成及び確保や市場の実態の適切な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを行うものとする。

なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが必要である。

(2) ダンピング受注の防止

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事

の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(3) 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

また、契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。

2 受注者の責務に関する事項

法第8条において、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、公共工事の適正な実施、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他の労

働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとされている。国は、受注者におけるこれらの取組が適切に行われるよう、元請業者と下請業者の契約適正化のための指導、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の要請等必要な措置を講ずるものとする。

また、国は、法令に違反して社会保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上有利となるような事態を避けるため、発注者と連携して、このような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導を徹底するものとする。さらに、国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促進するため、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

3 技術的能力の審査の実施に関する事項

競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行う。

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査（以下「資格審査」という。）及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査（以下「技術審査」という。）として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

（１）有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事実績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながるような留意するものとする。

（２）個別工事に際しての競争参加者の技術審査

技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の技術者の配置にも留意するものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経

験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）が現時点で技術的能力を有していることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能力確保のための取組状況等に関する事項について、入札契約手続の各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨を踏まえ、発注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査し、又は評価するように努めるものとする。当該審査又は評価の項目としては、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確保状況等が挙げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格、地域の実情等に応じて適切に項目を設定するものとする。

4 多様な入札及び契約の方法

発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、以下に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせによることができる。

なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないようその防止について充分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

イ 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発注者は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

ロ 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後には確認できなくなる部分に係る品質確

認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

（２）段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札方式における過程の中で行うことができる。

加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うものとする。

（３）技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

(4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）

技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

(5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

(6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。また、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価落札方式を行おうとするとき、総合評価落札方式により落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識

経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。技術提案・交渉方式を行おうとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときも同様に学識経験者の意見を聴くなどにより中立かつ公平な審査・評価を確保するものとする。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、落札結果については、契約締結後速やかに公表するものとする。また、総合評価落札方式を採用した場合には技術提案の評価結果を、技術提案・交渉方式を採用した場合には技術提案の審査の結果及びその過程の概要並びに交渉の過程の概要を、契約締結後速やかに公表するものとする。

6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、

評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性がある場合と認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認められた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等について、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

7 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成し、発注者間で共有するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する基準や要領の整備に努めるとともに、必要に応じ、発注者間でこれらの標準化を進めるものとする。この際、これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正

かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を進めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

8 調査及び設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査及び設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査及び設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査及び設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要であ

る。この場合、公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査及び設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格、その成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

このため、国は、配置が予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査及び設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査及び設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評

価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査及び設計の特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活用するよう努めるものとする。また、調査及び設計の成果は、公共工事の品質確保のため、適切に保存するよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

ハ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を促進するため、発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関して協力するとともに、発注者間での連携体制を整備する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

このため、国・都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、公共工事を発注する地方公共団体等が発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定を支援するものとする。

10 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策の策定及びその実施に当たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力し、基本理念の実現を図る必要がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の体

制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくことが必要である。

このため、国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

また、国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
の一部変更について

(別紙)

平成26年9月30日
閣議決定

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）を別紙のとおり変更する。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。

第1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関していやすくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかねない。

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体によって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設業を営む者を含む。以下同じ。）であって、公共工事に係る不正行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こうした考え方の下に、法第17条第1項の規定に基づき、各省各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるものである。

各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう公共工事の品質を将来にわたって確保すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること、受注者の選定等適正な手続により公共工事を実施することを責務として負っており、こうした責務を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた調達が

公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組むことが不可欠である。

法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止、⑤契約された公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第17条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って定められるものである。

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（ロに掲げるも

のあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。)においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準

ロ 予定価格及びその積算内訳

ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格

ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要

ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由

ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要

ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出ら

れた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関すること並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその処理の結果

チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由

リ 工事の監督・検査に関する基準

ヌ 工事の技術検査に関する要領

ル 工事の成績の評定要領

ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領

ワ 施工体制の把握のための要領

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に關し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条に規定する監査委員を活用するなど既存の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるものとする。

この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工物品質確保法」という。）等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を行うものとする。

①一般競争入札の適切な活用

一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴を有している。

一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有し

ているが、一方で、その運用次第では、個別の入札における競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと、不良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがあること、建設投資の減少と相まって、受注競争を過度に激化させ、ダンピング受注を招いてきたこと等の側面もある。これまで、一般競争入札は、主として一定規模以上の工事を中心に広く拡大してきたところである。各省各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図るものとする。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者を選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であり早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での

談話を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

②総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、公共工事品質確保法に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による競争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価における透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要である。各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図るものとする。

その際には、評価基準や実施要領の整備、総合評価の結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落札者決定基準等について、小規模な市町村等においては都道府県が委嘱した第三者の共同活用も図りつつ、効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講ずるものとする。また、公共工事品質確保法第16条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする。

総合評価の評価項目としては、当該工事の施工計画や当該工事に係る技術提案等の評価項目のほか、過去の同

種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及び経験などの競争参加者の施工能力、災害時の迅速な対応等の地域及び工事の特性に応じた評価項目など、当該工事の施工に関係するものであって評価項目として採用することが合理的なものについて、必要に応じて設定することとする。

公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方法等の技術提案を受け付ける入札時VE（バリュー・エンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける契約後VE方式、入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約の方式の活用に努めるものとする。

③地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持業務に係る経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、公共工物品質確保法第20条に基づき次のような契約方式を活用するものとする。

- 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
- 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事業協同組合等とする。

④一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の

不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事実績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

このほか、暴力団員が実質的に経営を支配している等の建設業者、指名停止措置等を受けている建設業者、工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする。

さらに、公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、必要な措置を講ずるものとする。

以上のような競争参加資格の設定に当たっては、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事に係る入札については、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠な競争参加条件に限定されなければならないこと、及び事業所の所在地に関する要件は設けることはできないことに留意するものとする。なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

2) 入札ボンドの活用その他の条件整備

市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るため、入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図るものとする。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図るものとする。

⑤共同企業体について

共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興などを図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。

共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則（共同企業体の在り方について（昭和62年中建審発第12号）別添第二）に従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定めるものとする。

その際、特定建設工事共同企業体については、大規模かつ技術的難度の高い工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとする。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠

な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る場合に活用することとするとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時登録は行うことができるものとする。

⑥その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドによる役務的保証措置を適切に選択するものとする。

(2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする。

入札及び契約の過程に関する苦情の処理については、まず各省各庁の長等において行うものとする。具体的には、個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、公表された資格を認めなかった理由等を踏まえ、競争参加資格があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

指名競争入札において、指名されなかった者が、公表された指名理由等を踏まえ、指名されなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が指名されることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

総合評価落札方式において、落札者とならなかった者が、公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が落札者となることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停止措置について不服があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明等に不服のある場合にさらに苦情を処理できることとすべきであり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機関の活用等中立・公正に苦情処理を行う仕組みを整備するものとする。この場合においては、入札及び契約について審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用するこ

とが適切である。

苦情処理の対象となる公共工事の範囲については、できる限り幅広くすることが適切であるが、不良・不適格業者による苦情の申出の濫用を排除するため、苦情処理の仕組みの整備の趣旨を踏まえた上で、いたずらに苦情申出の道を狭めることとならないよう配慮しつつ、苦情処理の対象となる工事について限定し、又は手続を簡略化する等の措置を講じて差し支えないものとする。

苦情の申出の窓口、申出ができる者、対象の工事その他苦情の処理手続、体制等については、各省各庁の長等においてあらかじめ明確に定め、これを公表するものとする。

なお、政府調達に関する協定の対象となる公共工事については、別途、苦情処理手続が定められているので、それによるものとする。

3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

(1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものであ

る。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、法第13条に基づく入札金額の内訳の確認を行うとともに、入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。

(2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

法第11条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、同条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。建

設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施するとともに、各省各庁の長等において、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第11条の規定に基づく建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、公表するとともに、それに従って点検等を行うほか、一括下請負等建設業法(昭和24年法律第100号)違反の防止の観点から、建設業許可行政庁との情報交換等の連携を図るものとする。

(3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関すること

入札及び契約に関する不正行為に関しては、法第10条及び第11条に定めるもののほか、各省各庁の長等は、その内容に応じて警察本部その他の機関に通知するなどの連携を確保するものとする。

(4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること

公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、刑法(明治40年法律第45号)、独占禁止法、建設業法等において、罰則や行政処分が定められている。建設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施することと併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点から厳正に運用するものとする。

特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措置を講ずるものとする。また、独占禁止法違反行為に対する指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、これを考慮した措置に努めるものとする。

指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停止基準を策定し、これを公表するものとする。また、当該基準については、原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、必要に応じ、適宜見直すものとする。指名停止を行った場合においては、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止の期間及び理由等の必要な事項を公表するものとする。なお、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするものとする。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）に基づき、競争参加資格を取り消し、一定の期間これを付与しないことについても、談合等の不正行為の再発防止を徹底する観点から、できる限り行うよう努めるものとする。

入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。なお、この違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければな

らないことに留意する。

（5）談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手續の透明性を向上させることや、情報管理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるものとする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するものとする。

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施

工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。

(2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、

法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものとする。

また、各省各庁の長等は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、法第13条に基づき、入札金額の内訳を適切に確認するものとする。

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格

基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

イ 当該入札価格で入札した理由は何か

ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か

ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか

ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか

ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か

ト 建設副産物の搬出予定は適切か

チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか

リ 経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等に

は、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。

(4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保に関すること

不採算工事の受注強制などは建設業法第19条の3に違反するおそれがあり、行ってはならない行為であり、入札辞退の自由の確保等受注者との対等な関係の確立に努めるものとする。

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が

容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(1) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価(工事成績評定)を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注

者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにするため、可能な限り発注者間で工事成績評定の標準化に努めるものとする。

工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明をするとともに、さらに不服のある者については、第三者機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組みを整備することとする。

なお、工事成績評定を行う公共工事の範囲については、評定の必要性と評定に伴う事務負担等を勘案しつつ、できる限りその対象を拡げるものとする。

(2) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関すること

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組を推進するものとする。

また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとする。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。

契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図るものとする。

（3）施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重

要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、監理技術者の専任制を徹底するため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第15条第2項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第1項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳

は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第15条第1項及び第2項により、下請契約を締結する全ての工事について、その作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところである。各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用するものとする。

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うよう努めるものとする。

また、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を

徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を図るものとする。

へ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほか、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。

(2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること

入札及び契約のIT化については、図面や各種情報の電子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入札システム等の導入により、各種情報が効率的に交換できるようになり、また、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、一元的に発注の見通しに係る情報、入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。また、これらに加え、電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待される。

このため、各省各庁の長等においては、政府調達に関する協定との整合を図りつつ、必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとする。なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る

透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図るものとする。

IT化の推進と併せ、各省各庁の長等は、事務の簡素合理化を図るとともに、入札に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、できるだけ、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化に努めるものとする。

(3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関すること

公共工事の受注者の選定に当たっては、当該企業の過去の工事实績に関する情報や保有する技術者に関する情報、施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有する具体的な情報を相互に交換することにより、不良・不適格業者を排除し、より適切な受注者の選定が可能となる。また、現場における適正な施工体制の確保の観点から行う点検や指名停止等の措置を行うに際しては、発注者相互が協調してこれらの措置を実施することにより、より高い効果が期待できる。さらに、最新の施工技術に関する情報等について、発注者間で相互に情報交換を行うことにより、技術力によるより公正な競争の促進と併せ適正な施工の確保が期待できる。したがって、各省各庁の長等は、入札及び契約の適正化を図る観点から、相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めるものとする。

(4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を

選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止等に係る違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹底するため効果の高い手段としてその重要性が増していることから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めるものとする。

また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

第3 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮

法第17条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならないものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来からそれぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてきたことにかんがみ、適正化指針においても、こうした発注者の多様性に配慮するよう求めたものである。

一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、できる限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であ

り、各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じた取組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適正化指針に従った措置が講じられる必要がある。

2 業務執行体制の整備

法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要である。このため、各省各庁の長等においては、入札及び契約の手續の簡素化・合理化に努めるとともに、必要に応じ、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用・拡大等によって業務執行体制の見直し、充実等を行う必要がある。特に、小規模な市町村等においては、技術者が不足していることも少なくなく、発注関係事務を適切に実施できるようにこれを補完・支援する体制の整備が必要である。このため、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に積極的に取り組むとともに、事業団等の受託制度や外部機関の活用等を積極的に進めることが必要である。また、国及び都道府県は、このような市町村等の取り組みが進むよう協力・支援を積極的に行うよう努めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）

0. 本指針の位置づけについて

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の規定に基づき、同法第3条の現在及び将来の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり定めるものである。各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつ分かりやすくまとめる。

例えば、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対して、各発注者による発注関係事務の適切な運用に資することを目的とする。

また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

1. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、（1）調査及び設計（2）工事発注準備（3）入札契約（4）工事施工（5）完成後 の各段階で、以下の事項について考慮する。

（1）調査及び設計段階

①事業全体の工程計画の検討等

- 関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの条件等を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、以降の各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理に努める。

②調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

- 調査及び設計業務の発注に当たっては、業務の性格等に応じ、次のいずれかの入札契約方式から適切に選択するよう努める。

① 価格競争方式

競争参加資格として、一定の資格、業務の経験や業務成績（以下「業務実績」という）等の企業情報を適切に活用することにより品質を確保できる業務。

② 総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務。

なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針

と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。

③ プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるもの。

（※参考：「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成23年6月国土交通省策定））

④技術者能力の資格等による評価・活用等

＜技術者能力の資格等による評価・活用＞

- 保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置付けることや、手持ち業務量に一定の制限を加えることなどの業務の品質確保に向けた施策を検討し、それらの実施に努める。
 - 業務の性格等を踏まえ、業務実績など技術者や技術力等による評価や技術提案などの評価を適切に実施する。
 - 業務の性格等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手や女性などの技術者の配置も考慮し、業務実績の要件を緩和するなど適切な競争参加資格を設定する。
- ＜その他調査及び設計業務の品質確保＞

- 債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底や年度末の業務の集中を避ける等により、適正な工期を確保しつつ業務実施時期の平準化に努める。
- 最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格を設定する。
- 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底し、当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるときなどの場合には、その者を落札者としない。
- 適切に設計図書（仕様書及び設計書）を作成し、業務履行に必要な設計条件等を明示するとともに、受発注者間で確認を行う。また、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行う。
- 受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有、速やかな回答の推進等に努める。
- 業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。
- 調査及び設計業務の適正な履行を確保するため、発注者として指示・承諾・協議等や実施の確認のための検査を適切に行う。
- 調査及び設計業務の成果を適切な期間、保存する。

（2）工事発注準備段階

④工事の性格等に応じた入札契約方式の選択

- 工事の発注に当たっては、本指針を踏まえるとともに、別途国土交通省が策定するガイドライン[※]も参考にし、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式

を選択するよう努める。

(※参考：国土交通省において平成26年度内に「入札契約方式の適用ガイドライン」を作成予定)

- ・自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用にも努める。

⑤ 予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成

- ・地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

⑥ 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

- ・工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）を作成する。

(※参考：「条件明示について」（平成14年3月国土交通省通達）)

⑦ 適正利潤の確保のための予定価格の設定

- ・最新の労務単価、資材等の実勢価格を予定価格に適切に反映する。
- ・積算に当たっては、最新の積算基準を適用する。
- ・積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、必要に応じて見積り等の妥当性を確認した上で、単価等を設定することも検討する。
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは行わない。
- ・適正な利潤の確保を可能とするため、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用するよう努める。
- ・予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意する。

⑧ 発注や工事施工時期の平準化

- ・地域の実情等を踏まえ、各発注者が連携して発注見通しを地方ブロックなど地区単位で統合し公表するよう努める。
- ・債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等により、適正な工期を確保しつつ施工時期の平準化に努める。
- ・工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定に努める。

(3) 入札契約段階

⑨ 適切な競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等

<競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての資格審査>

- ・各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながるようなことがないよう留意する。
- ・法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、地域要件や工事の経験、工事実績（以下「施工実績」という。）などの競争参加資格を適切に設定する。
- ・施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定する。
- ・施工実績の確認に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは施工実績として認めないこととするなど施工能力の適切な審査に努める。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手や女性などの技術者の配置も考慮し、施工実績の要件を緩和するなど適切な競争参加資格を設定する。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど適切な競争参加資格を設定する。
- ・災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者との災害協定の締結に努める。
- ・退職金制度の確立、社会保険等への加入等、労働条件の改善に努めることについて元請業者を指導し、不良不適格業者の排除に努める。

<予定価格の事後公表等>

- ・予定価格は原則として事後公表とする。
- ・予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行う。
- ・低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底し、当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるときなどの場合には、その者を落札者としないうことにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。
- ・低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合、当該価格については入札の前には公表しないものとする。
- ・入札に参加しようとする者に対し、工事の入札に係る申込みの際、入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

⑩工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

- ・競争参加者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定しなければならない。
- ・競争参加者に対し技術提案を求める場合には、技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないよう留意する。
- ・競争参加者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を評価できるよう予定価格を作成することができる。この場合、技術提案の評価にあたり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する。
- ・競争参加者に対し技術提案を求める場合には、技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準、得点配分に従い評価を行うとともに、落札者の決定に際しては、評価の方法や内容を公表する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取り扱いには留意する。
- ・競争参加者に対し技術提案を求める場合には、落札者の決定に際し、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかつた場合の措置について契約上取り決めておく。

⑪競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工実績など競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の技術的能力を適切に評価項目に設定する。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの地域の精進度等を評価項目に設定する。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手や女性などの技術者の配置も考慮し、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、担当技術者の配置を評価するなど適切な評価項目を設定する。
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式の適切な活用を努める。
- ・工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとす一括審査方式を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減に努める。
- ・総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴くこととする。一方、個別工事の評価方法や落札者決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くこととする。
- ・必要に応じ配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、競争参加者の評価を適切に行う。

- ・品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施に努め、ダンピング受注の排除を図る。

⑫入札不調・不落時の見積徴収方式の活用等

- ・標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。
 - ① 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離していると想定される場合は、見積り等の妥当性を確認した上で、積算内容を見直す方法
 - ② 設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合は、その見直しを行う方法
- ・例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度入札後でその実施が困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、随意契約の活用も検討する。

⑬公正性・透明性の確保、不正行為の排除

- ・公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勅告）に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。
- ・競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後早期に評価の結果を公表しなければならない。
- ・談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等を厳正に実施することや談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る取組を実施しなければならない。
- ・入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に報告するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の提出や、入札参加者から事情聴取を行った場合にはその結果を報告する。
- ・入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法第17条第1項に規定する公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定）に基づき、適切に公表する。
- ・入札監視委員会等の第三者機関の活用、その他の学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努める。
- ・各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。
- ・入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等に

より中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

(4) 工事施工段階

⑭施工条件の変化等に応じた適切な契約変更

- ・施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の適切な変更を行う。
- ・スライド条項の適切な運用のため、労務、資材等の価格変動により受注者から申請があった場合は適切に対応するとともに、発注者としても適用について適切に判断する。

⑮工事中の施工状況の確認等

- ・建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施や現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じて公表する。
(※参考：「施工体制の点検要領」(平成13年3月国土交通省策定))
- ・策定した要領に基づき現場の施工状況を適切に確認し、違反行為(一括下請負禁止違反、技術者の専任義務違反、施工体制台帳の未整備等)と疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。
- ・一括下請負など建設業法(昭和24年法律第100号)違反防止を目的とした、建設業許可行政庁との情報交換等の連携を図る。
- ・監督及び給付の完了の確認を行うための検査、適正かつ能率的な施工の確保及び工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査(以下「技術検査」という。)を行う。
- ・監督について適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性がある場合においては、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施する。
- ・技術検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施する。
- ・施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項は、書面により受注者に通知する。
- ・技術検査の結果を工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という。)に反映させる。

⑯施工現場における労働環境及び労働条件の改善

- ・労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入等、労働環境及び労働条件の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者を指導する。
- ・元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁や社会保険等担当部局へ通報する措置を講

ずる。

- ・下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の拡充、中間前金払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。
- ・既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

⑰受注者との情報共有や協議の迅速化等

- ・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者(設計担当及び工事担当)の三者(専門工事業者も適宜参画)が一堂に会する会議を必要に応じて開催するよう努める。
- ・受注者からの協議等について、速やかな回答に努める。
- ・設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行う。
- ・変更手続きの円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続きに必要な書類等についてとりまとめた指針の策定及びその活用を努める。
(※参考：「工事請負契約における設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」(平成26年3月国土交通省関東地方整備局策定))
- ・設計変更の手続きの迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

(5) 完成後

⑱適切な技術検査・工事成績評定等

- ・工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。
(※参考：「請負工事成績評定要領」(平成22年3月国土交通省策定))
- ・技術検査は、工事の施工状況の確認を充実させ、適切に実施する。(再掲)
- ・施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項は、書面により受注者に通知する。(再掲)
- ・技術検査の結果を工事成績評定に反映させる。(再掲)

⑲完成後一定期間を経過した後も含めた完成時の施工状況の確認・評価

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努める。

2. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

(1) 発注体制の整備等

⑳発注者自らの体制の整備

- ・公共工事の品質確保を図るため、発注関係事務の実施に際しての自らの発注体制を十分に把握し、不足すると認められる場合には当該事務を適切に実施することができる体制の整備とともに、国及び都道府県の協力・支援も得ながら職員の育成に積極的に取り組むよう努める。
- ・国及び都道府県が実施する講習会、研修への職員の参加などにより、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に努める。

㉑外部からの支援体制の活用

- ・発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及び活用の促進や適切な評価及び選定に関する協力等の支援を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努める。

(2) 発注者間の連携強化

㉒工事成績データの共有化・相互活用等

- ・技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間において要領・基準類の標準化・共有化に努める。
- ・入札契約制度の円滑かつ適切な運用に資するため、入札契約制度に係る要領等の各発注者間における共有化に努める。
- ・最新の積算基準等の適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。
- ・新規参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用に努める。
- ・工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進める。
- ・調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化を進める。
- ・各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

㉓発注者間の連携体制の構築

- ・各発注者が本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会に協力し、発注者間の情報交換や連絡

- ・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。
- ・地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行う。
- ・支援を必要とする市町村等の発注者は地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

(3) その他配慮すべき事項

II. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用する。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

① 契約方式の概要

・契約の対象とする業務及び施工の範囲に応じ、以下の契約方式がある。

① 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

施工を単独で発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により施工を単独で発注する方式

設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（設計業務は設計者と別途契約）

維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

② 工事の発注単位に応じた契約方式

包括発注方式

既存施設の維持管理において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式

複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

③ 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

CM方式

対象事業の工事監督業務等の発注関係事務の実施において、その一部又は全部を民間に委託する方式

事業促進PPP方式

事業計画段階も含めた発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

② 契約方式の選択の考え方

・契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮することが考えられる。

プロジェクトの複雑度

対象とするプロジェクト・工事の持つ制約条件への対応を考えた場合に、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか。

また、対象とするプロジェクト・工事において、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決が図れる可能性があるか。

施工の制約度

困難な施工場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映することがプロジェクトの利益となるか。

また、施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか。

設計の細部事項の確定度

対象とする工事において、施工者提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか。

工事価格の確定度

現地の詳細な状況が把握できず、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか。

発注者の体制

選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい。

(2) 競争参加者の設定方法の選択

① 競争参加者の設定方法の概要

・契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲に応じ、以下の方式がある。

一般競争入札

資格要件を有する者の内、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式

指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式

随意契約

緊急の必要により競争に付することができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式

地方公共団体は、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときなどのほか地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定める場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式

② 競争参加者の設定方法の選択の考え方

・競争参加者の設定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮することが考えられる。

一般競争入札選択の原則

以下に示す考慮事項がない場合、原則的に一般競争入札を選択する。

発注の緊急度

災害時の応急的な復旧工事等のように緊急の必要により競争に付することができない場合には随意契約の活用を考慮する。

その他

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが国に不利となる場合には随意契約の活用を考慮する。

また、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合、一般競争に付することが国に不利となる場合には指名競争入札の活用を考慮する。

地方公共団体は、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき、競争入札に付することが不利と認められるときなどのほか、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約の活用を考慮する。

(3) 落札者の選定方法の選択

①落札者の選定方法の概要

・落札者の選定方法（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法）に応じ、以下の方式がある。

① 落札者の選定の基準に関する方式

価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

総合評価落札方式

設計及び施工方法等に関する提案（技術提案）を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式

技術提案・交渉方式

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

② 落札者の選定の手続きに関する方式

段階的選抜方式*¹

競争参加者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から技術提案を求め落札者を決定する方式

*¹選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

②落札者の選定方法の選択の考え方

・落札者の選定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮することが考えられる。

施工者の能力の工事品質への影響

施工者の能力による工事品質への影響が大きな工事か小さな工事か。

工事価格以外の評価項目の必要性

工事品質の確保のために、設計及び施工方法等に関する提案（技術提案）を求めて、

価格と性能等を総合的に評価するのが望ましいか。

工事価格以上に考慮すべき工事品質・工事目的の有無

工事価格以上に考慮すべき工事品質・工事目的がある工事か。

(4) 支払い方式の選択

①支払い方式の概要

・支払い方式（業務及び施工の対価を支払う方法）に応じ、以下の方式がある。

総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式

総価契約単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式

コスト＋フィー契約・オープンブック方式

工事の実費（コスト）の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式

単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

②支払い方式の選択の考え方

・支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮することが考えられる。

工事進捗に応じた支払い

工事の進捗に応じた支払いを実施するか。

煩雑な設計変更手続き

設計変更が煩雑に発生することが想定されるか。

工事費の透明性確保

工事における支払い内容の透明性の確保や契約後における工事価格の抑制を図る必要があるか。

2. インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を踏まえた入札契約方式の活用例

(1) 地域インフラを支える建設業者を確保する方式

- ・以下のような対応例が考えられる。
 - 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど適切な競争参加資格を設定
 - 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの地域の精通度等を評価項目に設定
 - 複数年契約、包括発注、共同受注等の地域インフラの維持管理に資する方式を活用

(2) 若手技術者の配置を促す方式

- ・以下のような対応例が考えられる。
 - 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者の配置も考慮し、施工実績の要件を緩和するなど適切な競争参加資格を設定
 - 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者の配置も考慮し、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、担当技術者の配置を評価するなど適切な評価項目を設定

(3) 補修の技術的課題に対応した方式

- ・以下のような対応例が考えられる。
 - 既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
 - 補修設計を実施した者の工事段階での関与
 - 施工と維持管理の一体的な発注

(4) 発注者を支援する方式

- ・以下のような対応例が考えられる。
 - 発注関係事務の一部について知識・経験を有している外部の者の活用

企業の適切な技術評価の確認を JACICが支援します！

品確法の基本理念

経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより品質が確保されなければならない



発注時、企業の技術(実績・技術者等)の適切な評価が必要



JACICのシステムは企業の様々な情報が容易に確認できます

- ・ 企業の建設業許可・経営審査情報
- ・ 企業・技術者の工事实績・業務実績の確認
- ・ 技術者の資格の確認
- ・ 技術者の専任制の確認 等



JACICの工事・業務実績情報システムとは 工事(コリンズ)・業務(テクリス)

国、地方公共団体、公共法人等が発注する工事・業務の実績データの登録・検索システムです

【登録データ】

企業リスト・本支店所在地・請負金額・発注機関・業務分野・技術データ・技術者リスト・技術者の持つ資格・技術者の専任(工事)推定期間など

【登録状況】(九州・沖縄県含み)

国、全県、市町村:工事<コリンズ>義務化100% 業務<テクリス>義務化91%

【登録件数】(九州管内:平成25年度) ※全市町村登録有り

工事(コリンズ):44,186件 (国1,974件 県18,211件 市町村24,001件)

業務(テクリス):19,372件 (国2,519件 県10,243件 市町村 6,610件)

【入札段階での活用(支援)】

国・県・市町村全てのデータが見れる

企業リストの作成・参加資格の検索・企業の提出書類のチェック等

【利用料金】

コリンズ:10,800円/年 テクリス:10,800円/年 ※県・政令市は別途料金

工事の検索はこんな事が簡単にできます(コリンズ)

コリンズは公共工事発注者によってチェックされた情報だけを登録した、信頼される工事実績を中心としたデータベースです

- 発注条件に合った「実績」を持つ、企業、技術者、を検索・リスト化することができる
企業リスト・本支店所在地・請負金額・発注機関・施工場所・工種・工法・技術データ・技術者リスト・技術者の持つ資格・技術者の専任推定期間などを指定して検索できる
公共工事(500万円以上)に携わる実績のある会社・技術者のほとんどは登録されている
- 技術者の「発注予定工期内の従事状況」が確認できる
国土交通省など多くの発注機関では受注された工事の2週間以内登録を義務付けています
- 企業の「手持ち工事実績」が確認できる
多くの発注者がコリンズで実績を確認しています
- 技術者の「資格情報」「工事経歴」が確認できる
実績を持つ技術者はほとんど登録されている
- 企業情報の確認ができる
企業に属する技術者数、過去の実績が登録されている
- フリーキーワード検索ができる
自由にキーワードを入力して工事実績・企業情報・技術者情報を検索できる



業務の検索はこんな事が簡単にできます(テクリス)

テクリスは、公共事業の業務(調査設計・地質調査・補償コンサルタント・測量・発注者支援)の実績・技術者情報を扱った、信頼されるデータベースです

- 発注条件に合った「実績」を持つ、企業、技術者、を検索・リスト化することができる
企業リスト・本支店所在地・請負金額・発注機関・業務分野・技術データ・技術者リスト・技術者の持つ資格などを指定して検索できる
公共事業関連業務(100万円以上)に携わる実績のある会社・技術者のほとんどが登録されている
- 技術者の「発注予定工期内の従事状況」が確認できる
国土交通省など多くの発注機関では受注された業務の2週間以内登録を義務付けています
- 企業の「手持ち業務実績」が確認できる
多くの発注者がテクリスで実績を確認しています
- 技術者の「資格情報」「業務経歴」が確認できる
実績を持つ技術者はほとんど登録されている
- 企業情報の確認ができる
企業に属する技術者数、過去の実績が登録されている
- フリーキーワード検索ができる
自由にキーワードを入力して業務実績・企業情報・技術者情報を検索できる



テクリス・コリンズの間合せ先：一般財団法人 日本建設情報総合センター
九州地方センター TEL092-411-3664

発注見通しの統合公表の取り組み状況について

【平成26年12月3日】

国土交通省 九州地方整備局

発注見通しの統合公表の取り組み状況について

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について(平成26年9月30日 閣議決定)

- ◆ 受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、**各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

九州地区における状況

【目的】

発注者の発注見通しが一元的に見られることから、建設業者にとっては、計画的な技術者の配置や円滑な資機材調達に役立つことが期待されます。

又、発注者間での発注情報共有を容易にし、平準化にもつながると考えています。

- 平成26年5月15日より、九州地方整備局ホームページに一元化(リンクを貼り統合)を実施。
- 【運用開始時】県・政令市を対象



【現在】九州ブロック発注者協議会(下記機関)まで拡大。

発注見通しの統合公表の取り組み状況について

現在の九州地整HPリンク(一元化)取り組み状況

【対象機関数】: 272機関

- 国の機関: 17機関(4機関)
- 独法等: 6機関(2機関)
- 国立大学法人: 9機関(2機関)
- 県(市町村(政令市)含む): 240機関(64機関)

平成26年度実施機関状況: 実施率 約26%(72/272)

平成26年度実施機関状況(市町村(政令市含む)除く): 実施率 約38%(15/39)

今後の取り組み

今後も趣旨を説明し、取り組み実施の推進を図る。

各県単位での事業調整等会議について【提案】

「九州ブロック発注者協議会」

(H20d 設立)

公共工事の品質確保を実現するため、
国、特殊法人等及び地方公共団体の
発注者間の**情報共有**を行う。

(国)九地整局長、関係省庁出先機関の部長等
(県・政令市・代表市)土木部長等
(特殊法人等)九州に組織を有する機関の部長等

「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」

(H17d 設立)

「公共工事の品質確保」を促進するため、意見交換を行い、**具体的に施策を推進する。**

(九地整)局長
(県・政令市)土木部長等

現在の状況

- 年3回実施
- 発注者協議会及び品確協議会にて情報共有や具体的な施策推進の意見交換は実施

課題

- 各県毎の発注工程調整等の意見交換は行っておらず、現在の建設産業を取り巻く状況は、少子高齢化、それによる労働人口の減少等もあいまっての担い手不足、発注時期の集中における人員・機械及び資機材調達等が問題。

【提案】各県単位での事業調整会議について

- 発注見通しの統合公表の実施や、発注者協議会及び品確協議会での各機関との情報共有や具体的な施策推進の意見交換は行っているところであるが、**今後より一層の公共工事の円滑な執行が実施できるよう各県単位毎に、発注予定時期の情報提供等の事業調整会議を、先だって、国(九州地整)、県、政令市で実施したい。**

発注見通しの統合公表の取り組み状況(組織別内訳集計)

平成26年12月31日(予定含む)

組織名	九地整HPへの リンク状況	九地整HPへの 相互リンク状況	機関数 ※県において は市町村数 (政令市除く)	九地整HPへのリンク実施状況(機関数) ※※県においては市町村数(政令市除く)					
				H26(第1四半期) 5月~6月	H26(第2四半期) 7月~9月	H26(第3四半期) 10月~11月	H26(第3四半期) 12月予定	合計 (実施済)	合計 (未実施)
国の機関	4	0	17	1	2	1	0	4	13
独法等	2	0	6	0	2	0	0	2	4
国立大学法人	2	1	9	0	1	1	0	2	7
県(市町村)	61	2	237	25	35	1	0	61	176
政令市	3	1	3	3				3	0
合計	72	4	272	29	40	3	0	72	200

発注見通しの統合公表の取り組み状況

平成26年12月31日(予定含む)

機関名	九地整HPへのリンク状況	九地整HPへの相互リンク状況	機関数 ※県においては市町村数(政令市除く)	九地整HPへのリンク実施状況(機関数) ※※県においては市町村数(政令市除く)						県HPへのリンク市町村(政令市除く)状況 ※国、独法等は対象外			
				H26(第1四半期) 5月～6月	H26(第2四半期) 7月～9月	H26(第3四半期) 10月～11月	H26(第3四半期) 12月予定	合計 (実施済)	合計 (未実施)	H26(第1四半期) 5月～6月	H26(第2四半期) 7月～9月	H26(第3四半期) 10月～11月	H26(第3四半期) 12月予定
警察庁 九州管区警察局	未定	H27度予定	1	—	—	—	—	0	1				
財務省 九州財務局	検討中	検討中	1	—	—	—	—	0	1				
財務省 福岡財務支局	H26.11.28	未定	1	—	—	1	—	1	0				
財務省 門司税関	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
財務省 長崎税関	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
財務省 国税庁 福岡国税局	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
財務省 国税庁 熊本国税局	未定	予定なし	1	—	—	—	—	0	1				
農林水産省 九州農政局	H26.7.11	検討中	1	—	1	—	—	1	0				
農林水産省 林野庁 九州森林管理局	検討中	検討中	1	—	—	—	—	0	1				
経済産業省 九州経済産業局	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
国土交通省 九州運輸局	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
環境省 九州地方環境事務所	H26.7.25	未定	1	—	1	—	—	1	0				
防衛省 九州防衛局	検討中	検討中	1	—	—	—	—	0	1				
福岡高等裁判所	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
西日本高速道路(株)	H26.7.11	予定なし	1	—	1	—	—	1	0				
(独)国立文化財機構 九州国立博物館	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 九州新幹線建設局	予定なし	予定なし	1	—	—	—	—	0	1				

発注見通しの統合公表の取り組み状況

平成26年12月31日(予定含む)

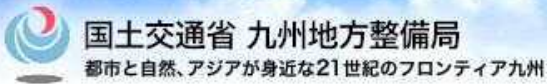
機関名	九地整HPへのリンク状況	九地整HPへの相互リンク状況	機関数 ※県においては市町村数(政令市除く)	九地整HPへのリンク実施状況(機関数) ※※県においては市町村数(政令市除く)						県HPへのリンク市町村(政令市除く)状況 ※国、独法等は対象外			
				H26(第1四半期) 5月～6月	H26(第2四半期) 7月～9月	H26(第3四半期) 10月～11月	H26(第3四半期) 12月予定	合計 (実施済)	合計 (未実施)	H26(第1四半期) 5月～6月	H26(第2四半期) 7月～9月	H26(第3四半期) 10月～11月	H26(第3四半期) 12月予定
(独)都市再生機構 九州支社	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
(独)水資源機構 筑後川局	H26.7.11	予定なし	1	—	1	—	—	1	0				
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支部	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
国立大学法人 九州大学	H26.11.28	H26.12.1	1	—	—	1	—	1	0				
国立大学法人 福岡教育大学	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
国立大学法人 九州工業大学	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
国立大学法人 佐賀大学	H26.7.11	未定	1	—	1	—	—	1	0				
国立大学法人 長崎大学	未定	検討中	1	—	—	—	—	0	1				
国立大学法人 熊本大学	未定	検討中	1	—	—	—	—	0	1				
国立大学法人 大分大学	未定	H26.12.19予定	1	—	—	—	—	0	1				
国立大学法人 宮崎大学	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
国立大学法人 鹿屋体育大学	未定	未定	1	—	—	—	—	0	1				
福岡県	H26.5.15	未定	59	1	—	—	—	1	58	福岡県	—	—	—
佐賀県	H26.5.15	未定	21	1	—	—	—	1	20	佐賀県	—	—	—
長崎県	H26.5.15	H26.8.22	22	1	18	1	—	20	2	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵崎市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町	新上五島町	—
熊本県	H26.5.15	予定なし	45	5	—	—	—	5	40	熊本県、八代市、上天草市、益城町、山都町	—	—	—

発注見通しの統合公表の取り組み状況

平成26年12月31日(予定含む)

機関名	九地整HPへのリンク状況	九地整HPへの相互リンク状況	機関数 ※県においては市町村数(政令市除く)	九地整HPへのリンク実施状況(機関数) ※※県においては市町村数(政令市除く)						県HPへのリンク市町村(政令市除く)状況 ※国、独法等は対象外			
				H26(第1四半期) 5月～6月	H26(第2四半期) 7月～9月	H26(第3四半期) 10月～11月	H26(第3四半期) 12月予定	合計 (実施済)	合計 (未実施)	H26(第1四半期) 5月～6月	H26(第2四半期) 7月～9月	H26(第3四半期) 10月～11月	H26(第3四半期) 12月予定
大分県	H26.5.15	予定なし	19	14	—	—	—	14	5	大分県、大分市、別府市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町	—	—	—
宮崎県	H26.5.15	H26.9.18	27	2	17	—	—	19	8	宮崎県、宮崎市	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、都農町、門川町、美郷町、五ヶ瀬町	—	—
鹿児島県	H26.5.15	未定	44	1	—	—	—	1	43	鹿児島県	—	—	—
北九州市	H26.5.15	未定	1	1	—	—	—	1	0	—	—	—	—
福岡市	H26.5.15	H26.7.14	1	1	—	—	—	1	0	—	—	—	—
熊本市	H26.5.15	未定	1	1	—	—	—	1	0	熊本市	—	—	—

九州地方整備局HP


[お問い合わせ・アクセス方法](#)
[文字の大きさを変えるには？](#)
[サイト内検索](#)
[九州地方整備局の紹介](#)
[防災情報](#)
[九州の将来像](#)
[整備局事業の紹介](#)
[地域づくり・景観づくり](#)
[入札・契約](#)
[リンク集](#)

トピックス

- ▶ 10月30日 [平成27・28年度国土交通省地方整備局等に係る定期の資格審査について【国土交通省記者発表へ】](#)
- ▶ 9月12日 [福岡空港国内線ターミナル地域 リニューアル工事のお知らせ【PDF】](#)
- ▶ 9月10日 [広島土砂災害における九州地方整備局TEC-FORCEの活動状況は「ピックアップ」のバナーよりご覧下さい](#)
- ▶ 9月2日 [南海トラフ巨大地震を想定した広域実働訓練を実施しました【PDF】](#)

記者発表

- ▶ 11月28日 [大野川水系河川整備計画\(変更案\)を公表します【PDF】](#)
- ▶ 11月28日 [「九州ブロック発注者協議会\(第16回幹事会\)」の開催について【PDF】](#)
- ▶ 11月20日 [建設業者に対する監督処分について【PDF】](#)
- ▶ 11月20日 [建設業者に対する監督処分について【PDF】](#)
- ▶ 11月19日 [下水道に関する九州・沖縄ブロック意見交換会の開催について【PDF】](#)

[過去のトピックス一覧](#)
[過去の記者発表一覧](#)

ピックアップ

採用情報

地域の元気は九州の元気
～九州の地域づくりを応援しています！～

組織別情報

- [総務部](#)
- [企画部](#)
- [建設部](#)
- [河川部](#)
- [道路部](#)
- [港湾空港部](#)
- [営繕部](#)
- [用地部](#)
- [管内事務所](#)

専門的な情報

- [入札・契約情報](#)
- [CAL/EC](#)
- [工事・業務成績評定平均点](#)
- [公共工事の品質確保](#)
- [建設技術情報等](#)
- [企業・現場従事者表彰等](#)
- [建設産業関係](#)
- [情報化施工サイト](#)
- [新技術関係](#)
- [いきいき現場づくり](#)
- [産学官連携関連情報](#)

お役立ち情報

各種情報

- [道路交通情報](#)
- [道の駅情報](#)
- [走りやすさマップ](#)
- [公共用地の取得](#)
- [資料室](#)

申請・登録・申込み等

- [就業体験技術実習生募集案内](#)
- [各種資格](#)
- [九州地方整備局 メールマガジン](#)
- [九州運輸局 メールマガジン](#)
- [国有財産の貸付等について](#)
- [出前講座の申込み](#)
- [個人情報保護](#)

窓口情報

- [川の情報室](#)
- [道の相談室](#)
- [港の相談室](#)
- [整備局の窓口一覧](#)
- [地域づくり相談窓口](#)
- [建設業法令遵守 駆け込みホットライン](#)
- [情報公開窓口](#)
- [各種資格の窓口](#)
- [不動産相談](#)

[ここをクリック（発注予定情報）](#)

バナー


[発注予定情報](#)
(九州管内の主な発注機関)

[公共工事品質確保技術者資格制度について](#)

[H27 インターネット一元受付競争参加資格審査](#)

[コンプライアンスの取り組み](#)

[国土交通省XバンドMPレーダ雨量情報](#)

[平成25年度総合評価落札方式等の運用](#)
[新技術\(NETIS\)](#)
(活用促進型[試行]、新技術・新工法説明会)

[九州地方整備局 Facebook](#)

[市町村の総合評価](#)
[品質・施工が一歩前進!! 情報化施工](#)

『発注予定情報』について

「発注見通し」について、以下の各機関の公表サイトにリンクします。

【国】

- ◆ [国土交通省 九州地方整備局](#)
- ◆ [農林水産省 九州農政局\(H26.7.11～\)](#)
- ◆ [環境省 九州地方環境事務所\(H26.7.25～\)](#)
- ◆ [財務省 福岡財務支局\(H26.11.28～\)](#)

【県・政令市】

- ◆ [福岡県](#)
- ◆ [佐賀県](#)
- ◆ [長崎県](#)
- ◆ [熊本県](#)
- ◆ [大分県](#)
- ◆ [宮崎県](#)
- ◆ [鹿児島県](#)
- ◆ [北九州市](#)
- ◆ [福岡市](#)
- ◆ [熊本市](#)

【独立行政法人等】

- ◆ [西日本高速道路株式会社\(H26.7.11～\)](#)
- ◆ [独立行政法人 水資源機構\(H26.7.11～\)](#)
- ◆ [国立大学法人 九州大学\(H26.11.28～\)](#)
- ◆ [国立大学法人 佐賀大学\(H26.7.11～\)](#)

(※リンク先の公表内容については、各公表機関へお問い合わせください。)

建設リサイクル推進計画2014について

【平成26年12月3日】

国土交通省 九州地方整備局

建設リサイクル推進計画2014の概要①

計画のポイント

- ・建設副産物の物流状況を毎年モニタリングし、現場分別・再資源化・再生資材利用が不十分な者に対して、その促進を要請。
- ・建設発生土の官民一体となったマッチングを強化し、その有効利用を促進。
- ・建設副産物の再資源化率等に関する平成30年度目標値を設定し、建設リサイクルを一層推進。

計画の位置づけ

国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画

計画の対象

国土交通省が自ら実施する施策と併せて、地方公共団体、民間事業者等が実施する施策についても本計画の反映を要請

計画期間・目標設定

平成26年度～30年度の5カ年とし、平成30年度目標値を設定（詳細は概要②）

主要課題とその対応

- ①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応
- ②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題
- ③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献
→各課題への対応として、新たに取り組むべき重点施策（7項目16施策）を設定（詳細は概要③）

フォローアップ

- ・目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、毎年の建設副産物流の「モニタリング調査」や、従来からの「建設副産物実態調査等」により把握・評価
- ・フォローアップや取組み、施策の具体化にあたっては、適宜「建設リサイクル推進施策検討小委員会」からご助言等を頂き、効果的な施策の実施を図る。

建設リサイクル推進計画2014の概要②

建設リサイクル推進計画2014の目標値

対象品目		平成24年度 目標 (推進計画2008)	平成24年度 実績	平成30年度目標	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.5%	99%以上	再資源化率が低下しないよう維持
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.3%	99%以上	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	94.4%	95%以上	引き続き目標達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	82%以上	85.0%	90%以上	より高い数値目標を設定
建設混合廃棄物	排出率※1	—	3.9%	3.5%以下	指標を排出量から建設混合廃棄物排出率※1と再資源化・縮減率に変更
	再資源化・縮減率	—	58.2%	60%以上	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94%以上	96.0%	96%以上	より高い数値目標を設定
建設発生土	建設発生土有効利用率※3	—	—	80%以上	指標を利用土砂の建設発生土利用率※2から建設発生土有効利用率※3に変更

※1: 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2: 土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※3: 建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

建設リサイクル推進計画2014の概要③

建設リサイクル推進計画2014における施策一覧

3 新たに取り組むべき重点施策(16施策)

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

- ① 混廃・木材・汚泥の直接最終処分要因等のモニタリング実施
- ② 建設副産物物流モニタリング毎年実施
- ③ 再生クラッシュランのストック状況等把握

(2) 地域固有の課題解決の促進

- ① 建設副産物対策地方連絡協議会を中心とした地域固有の課題抽出・解決

(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進

- ① 木材焼却時の熱エネルギー回収の導入事例・効果の周知

(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進

- ① 事業の計画・設計段階における発生抑制対策の検討促進

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

- ① 混廃中の現場分別可能な混入物の分別搬出徹底の要請
- ② 混廃・木材・汚泥の再資源化施設への搬出徹底の要請
- ③ 再資源化・縮減率の高い優良な施設の把握・搬出推進

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

- ① 再生資材利用状況に関する指標導入・モニタリング結果に基づく利用徹底の要請
- ② 建設汚泥の先進的な利用事例(自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)の周知
- ③ 再生資材の品質基準や保証方法の確立

(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

- ① 建設発生土の官民一体的なマッチング強化
- ② 内陸受入地での取扱い等情報を把握するシステムの構築
- ③ 内陸受入地での不適切な取扱いによる土砂崩落等の公衆災害抑制促進
- ④ 自然由来の重金属等を含む土砂等を適正に評価した場合の安全性の一般市民への理解促進

4 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策(37施策)

- | | | |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| (1) 情報管理と物流管理(2施策) | (2) 関係者の連携強化(3施策) | (3) 理解と参画の推進(4施策) |
| (4) 建設リサイクル市場育成(3施策) | (5) 技術開発等の推進(5施策) | (6) 発生抑制(3施策) |
| (7) 現場分別(4施策) | (8) 再資源化・縮減(2施策) | (9) 適正処理(4施策) |
| (10) 再使用・再生資材利用(7施策) | | |

上記53施策を着実に実行し、建設副産物の発生抑制・再資源化・再生利用・適正処理等の一層の推進を図る

建設リサイクル推進計画2014

平成26年9月

国土交通省

目 次

1. 本計画の位置づけ	
(1) 計画策定の背景と目的	2
(2) 計画の実施主体と対象	3
(3) 計画のフォローアップ	4
2. 中期的に目指すべき方向性	
(1) 主要課題	5
(2) 品目毎の課題	8
(3) 目標設定	13
3. 新たに取り組むべき重点施策	18
(1) 建設副産物物流のモニタリング強化	
(2) 地域固有の課題解決の促進	
(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進	
(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進	
(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	
(6) 建設工事における再生資材の利用促進	
(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	
4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策	25
(1) 情報管理と物流管理	
(2) 関係者の連携強化	
(3) 理解と参画の推進	
(4) 建設リサイクル市場の育成	
(5) 技術開発等の推	
(6) 発生抑制	
(7) 現場分別	
(8) 再資源化・縮減	
(9) 適正処理	
(10) 再使用・再生資材の利用	

1. 本計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景と目的

①背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要である。

これまで、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正。以下、資源有効利用促進法）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、国はこれらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。

また、平成12年には、循環型社会形成推進基本法が公布され、3R、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、建設リサイクル法）」によって、完全施行の平成14年度以降にはコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

「建設リサイクル法」の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成17年度には92%、平成20年度には94%とさらに向上した。

加えて、「建設リサイクル推進計画2008」では、計画の基本的考え方として、「①関係者の意識の向上と連携強化」、「②持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開」、「③民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の3つを柱に据え、それに基づき様々な角度から各種施策展開を図った結果、平成24年度の建設廃棄物の再資源化・縮減率は96%と着実に向上した。

しかし、建設副産物のリサイクルが着実に成果を挙げている一方で、3Rの第一に掲げられる発生抑制については、平成24年度の建設廃棄物の排出量が平成20年度より13.9%増加しており、その取り組みは十分とは言い難い。

また、不法投棄に関しては、環境省が公表している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」によると、全体としてかなり減少してきており、適正処理の徹底が図られてきているものと評価できるが、不法投棄量・不適正処理量の約75%（平成24年度）を

建設系廃棄物が占めていることから、引き続き適正処理の推進が求められる。

さらに、今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連工事等の本格化や社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要がある。

②計画の目的

以上のような状況を鑑みて、社会資本整備審議会環境部会と交通政策審議会交通体系分科会環境部会の各々に設置された「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の審議を経てとりまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」（平成26年8月）を踏まえ、国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」を策定した。

（2）計画の実施主体と対象

本計画は、国土交通省直轄工事や地方公共団体等が実施する全ての国土交通省所管公共工事を直接の対象としているが、他省庁や民間等が行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、本計画が反映されることを期待している。

なお、本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5カ年とする。

(3) 計画のフォローアップ

①実施方法

本計画に示した目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、毎年建設副産物物流のモニタリング調査や、従来からの建設副産物実態調査等により把握・評価する。

これらのフォローアップや取組み、施策の具体化にあたっては、適宜「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の有識者を含め助言等を頂き、効果的な施策の実施を図ることとする。

②計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 中期的に目指すべき方向性

(1) 主要課題

①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応

我が国では、昭和30年代から40年代にかけての高度成長期に大量の社会資本や住宅・建築物が建設された。今後、建設後50年以上経過する社会資本や住宅・建築物の割合が急増することが見込まれ、これらの更新・解体工事の増加に伴う建設副産物の発生量の増加が想定されるため、再生資材についてより一層の利用を図る対策が必要である。また、大規模トンネル工事に伴い大量発生が見込まれる建設発生土についてもその有効利用の促進が必要である。

また、これまでの建設リサイクル推進に関する各種施策等により、建設廃棄物の最終処分量が大幅に削減するなど、建設リサイクルについては相当の成果が上がっている。このため、今後は、現在の建設リサイクル水準を維持するため、個別品目毎のリサイクル阻害要因に対する解決方策を重点的に実施すべきである。

さらに、社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新型工事の増大、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連工事等が展開される。特に維持管理・更新型工事の増大に対しては、新たな建設リサイクルの対応も求められることとなる。

一方、東日本大震災では、大量に発生した災害廃棄物の処理が課題となった。災害廃棄物は一般廃棄物として扱われ、建設廃棄物とはその取扱いが異なるものの、一部品目については性状等が類似していることから、将来的な大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を建設資材として円滑に利用できる体制を構築しておくことが有効である。

②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題

これまでの建設リサイクル推進対策は、再資源化率などの向上といった国全体で取り組むべきものが主体であり、その結果として相当レベルまで上昇している。しかし、近年、大都市圏における再生クラッシュランの需給ギャップによる滞留懸念など、地域ごとに異なる建設リサイクルの課題も顕在化しつつあり、こういった状況を踏まえ、地域ごとに生じている課題を、関係機関で把握し、地方ブロック毎に対処し、その結果を同様の課題を抱える他地域や全国にも展開していくことが今後益々必要になってくる。

③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献

政府における環境政策全体に関する動きとして、「第4次環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月31日閣議決定）が策定され、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示されている。特に「第4次環境基本計画」では「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」における中長期的な目標として、

- 1) 廃棄物等について、①発生の抑制、②適正な循環利用の促進、③循環利用が行われない場合の適正な処分が確保されることで、天然資源消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。
- 2) 今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された循環の流れを構築することがより重要となっていることを踏まえ、これまでの取組で進展した循環の量に着目した循環型社会の構築のみならず、資源確保や安全・安心の確保等の循環の質に着目した取組を進め、資源を大事に使う持続可能な循環型社会の構築を目指す。
- 3) 循環型社会の形成のみならず、地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域の実情に根ざし、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す。

などが掲げられた。

また、「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として、平成42年頃までに次のような循環型社会の形成を目指すとしている。

- 1) 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会
- 2) 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築
- 3) 資源効率性の高い社会経済システムの構築
- 4) 安全・安心の実現
- 5) 国際的取組

このうち、2)に位置付けられている「地域循環圏の構築」は、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていく「地域循環圏」を重層的に形成させていく方向性が示されている。

また、建設副産物は、その重量や容積が大きいいため、広域的なりサイクルに当たっては輸送コストや環境負荷に留意すべき循環資源もあるが、今後は地域内での需給バランスにも配慮しつつ、地域毎・品目毎に適切なリサイクルを推進することも必要となってくる。

さらに、国土交通省が平成26年3月に策定した「国土交通省環境行動計画」に

において、今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」の1つの柱として、「循環型社会の形成に向けた取組の推進」を位置づけている。

これらの考え方については、新たな建設リサイクル施策の中長期的方向性を定める上での基本としつつ、建設リサイクル推進計画2008で示された「関係者の意識の向上と連携強化」、「持続可能な社会を実現するための他の環境施策との統合的展開」、「民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の観点の施策を引き続き推進していく。

(2) 品目毎の課題

建設副産物の品目毎の再資源化・縮減率の更なる向上を図るため、現在の品目別リサイクルフローより課題とその要因を分析する。

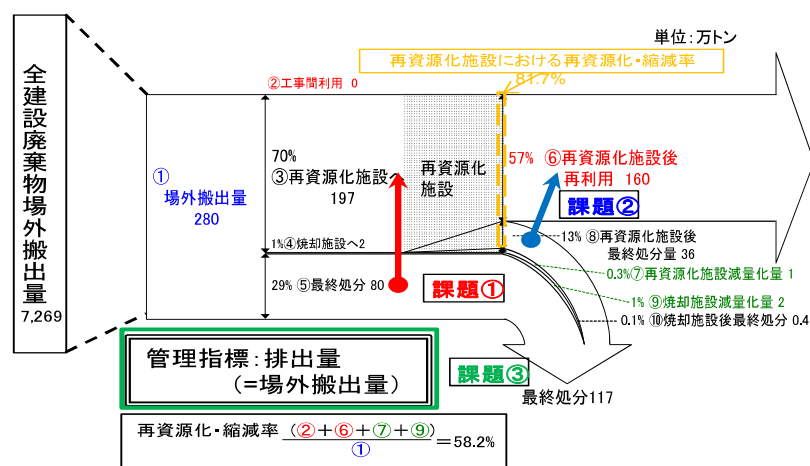
1) 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：直接最終処分29%を再資源化施設等へ搬出できていない

課題2：施設経由処分13%の再資源化を促進できていない

課題3：指標が工事量に影響され、適切な評価が困難



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設混合廃棄物のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる

要因1：直接最終処分している建設混合廃棄物の中には、土砂混じり残渣など再資源化施設で対応可能なものが含まれている。

要因2：再資源化施設より近距離に処分場があり、各々の受入費に運搬費も含めたコスト比較の結果、直接最終処分を選択されている。

要因3：他品目に比べて再生処理の技術的・人的な手間が大きい。

要因4：施設毎に再資源化・縮減率（当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合）が異なる。（平成24年度建設副産物実態調査詳細データより確認）

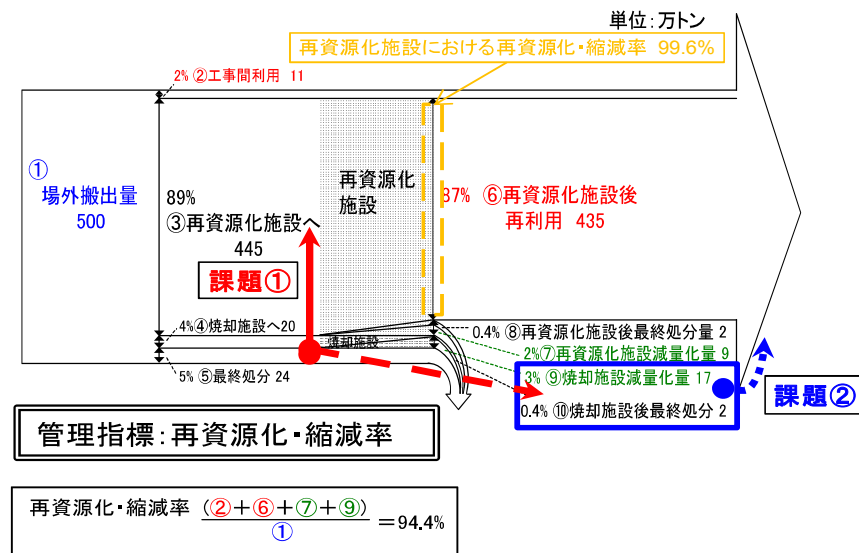
要因5：経済動向や社会情勢等により建設工事量が変動する。

2) 建設発生木材

建設発生木材のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題 1：直接最終処分 5 %を再資源化施設等へ搬出できていない

課題 2：焼却施設での熱エネルギー回収の促進が必要



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生木材のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因 1：直接最終処分している建設発生木材の中には、根、土砂付着木材など再資源化施設あるいは焼却施設で対応可能なものが含まれている。

要因 2：導入コストに見合った効果が得られにくい。

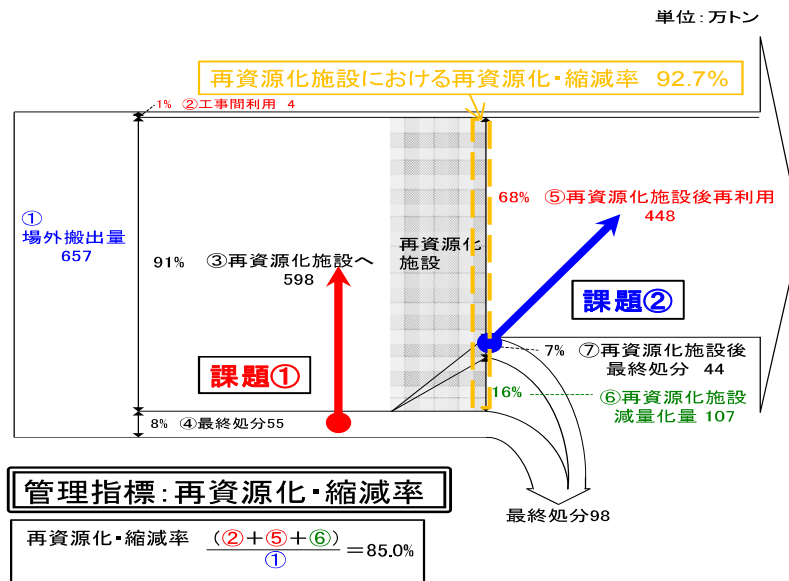
要因 3：熱回収システムの導入効果への理解が十分浸透していない。

3) 建設汚泥

建設汚泥のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題 1：直接最終処分 8 %を再資源化施設へ搬出できていない

課題 2：施設経由処分 7 %の再資源化を促進できていない



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設汚泥のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

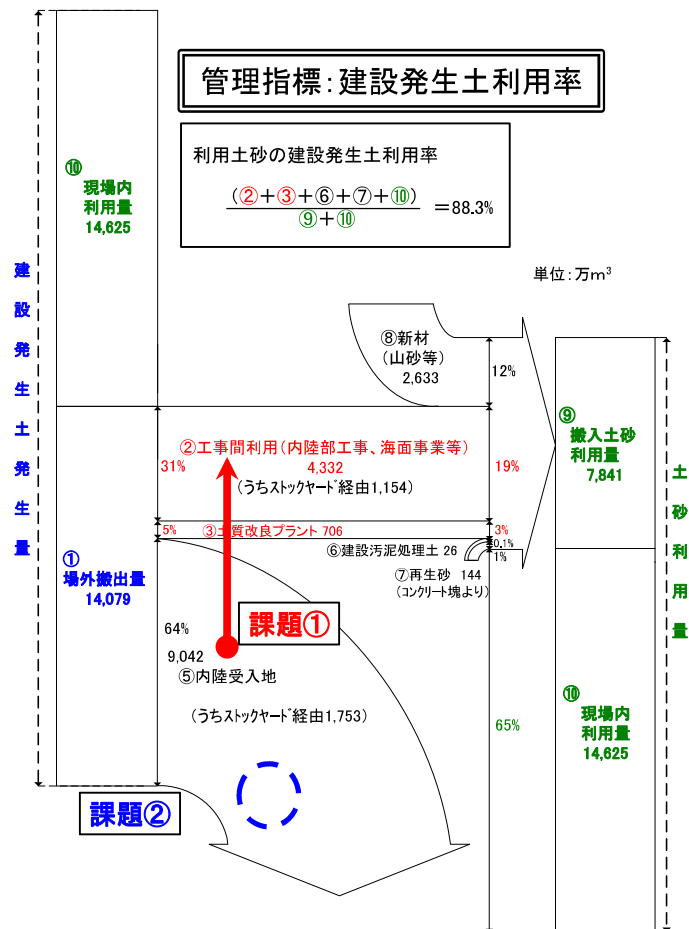
- 要因 1：直接最終処分している建設汚泥の中には、1 工事からの発生量が少量であるものなど再資源化施設で対応可能なものが含まれている。
- 要因 2：再資源化施設より近距離に処分場があり、施設受入費または最終処分費に、運搬費も含めたコスト比較の結果、直接処分となる場合が地方部で見受けられる。
- 要因 3：建設汚泥処理土に再生しても利用先がない。
- 要因 4：施設内の再資源化・縮減率（当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合）が低い施設が一部存在する。（平成 24 年度建設副産物実態調査詳細データより確認）

4) 建設発生土

建設発生土のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：内陸受入地搬出64%を工事間利用できていない

課題2：民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部見受けられる



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生土のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：これまでの工事間利用調整は公共機関のみで実施しており、民間事業者との連携が不十分

要因2：発生土利用側の公共工事よりも近距離に民間のストックヤードや土捨場があり、コスト比較の結果それらへの搬出を選択

(3) 目標設定

「平成24年度建設副産物実態調査」結果によると、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96.0%と高い水準にあることから、更なる建設リサイクルの推進にあたっては、費用を過大にかけるのではなく、今後は費用対効果にも配慮しながら取り組むべきである。

個別品目毎に見ていくと、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99.5%、コンクリート塊の再資源化率は99.3%と、十分に高い水準にある。

一方で、建設混合廃棄物は、平成24年度排出量を平成17年度比30%削減する目標に対し、実績値は5%削減となっており、その推進が十分だったとは言い難い。

また、建設発生木材については、平成24年度実績値が再資源化率89.2%（目標値77%）、焼却等による縮減を含めた再資源化・縮減率は94.4%（目標値95%）まで向上したものの、わずかではあるが目標を達成できていなかった。

今後は、高い水準の再資源化率等を達成している品目が今後ともその維持が図られているかのチェックの強化が必要である。

さらに、建設混合廃棄物や建設発生木材といった目標未達品目ならびに他よりも目標設定が低かった、建設汚泥や建設発生土について更なる向上を推進していくことが必要である。

また、「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会を形成していくため、物質フロー（ものの流れ）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」のそれぞれにおいて、「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」といった指標を定めて進捗管理を行っている。すなわち、「入口」においては「ものを有効に利用すること」、「循環」においては「循環利用量の占める割合を増加させる」こと、「出口」においては「最終処分量を減らす」こと、を目指すこととしている。

一方、「建設リサイクル推進計画2008」においては、建設発生土では「循環利用率」に相当する指標による進捗管理を行っているものの、建設廃棄物では再資源化率、再資源化・縮減率により進捗管理を行っており、循環利用までを含めた概念の目標設定とはなっていない。建設廃棄物由来の再生資材の利用動向としては近年、大都市圏では再生クラッシュランの需給ギャップによる滞留懸念も指摘されている。このため、建設工事における建設廃棄物由来の再生資材の利用状況に関する指標の導入を検討する。

また、従来指標のうち、建設混合廃棄物については、現場分別の徹底により、その発生抑制を図ることが効果的であるため、排出量という絶対値指標による進捗管理を行っている。しかしながら、排出量は、社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標であるため、建設混合廃棄物の現場分別の徹底

が促進され、かつ工事量変動の影響を受けない指標へ切り換える。

あわせて、建設発生土については、これまでの土砂利用量に対する有効利用量の割合の指標から、建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用の促進が図られる指標へ切り換える。

以上を踏まえ、リサイクル品目毎の目標は、後述する施策を着実に実行しつつ設定する。

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊とも平成24年度目標値98%以上に対して、両品目とも実績値99%以上と、相当レベルの目標達成状況であることから、現指標の再資源化率が低下しないように設定する。

【再資源化率 平成30年度目標値 99%以上】

○建設発生木材

再資源化・縮減率は平成24年度目標値95%以上に対して、実績値94.4%とわずかに目標達成できなかったことから、これまでの目標値を引き続き設定する。

なお、再資源化率については、建設発生木材の排出形態は様々であり、その形態によっては再資源化そのものが困難な場合があることから、今後の数値目標としては、最終処分量を抑制するための指標である再資源化・縮減率で一元的にみる。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 95%以上】

○建設汚泥

再資源化・縮減率は平成24年度目標値82%に対して、実績値85.0%と目標達成しているものの、他の品目に比べて再資源化・縮減率が低いことから、もう一段高い数値目標を設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 90%以上】

○建設混合廃棄物

指標を排出量から建設混合廃棄物排出率（全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合）に改めるとともに、建設工事における現場分別の徹底により、建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合を低下させる方向で目標設定する。また、再資源化施設における建設混合廃棄物自体の再資源化・縮減の向上を図る観点から、再資源化・縮減率についても目標設定する。

【建設混合廃棄物排出率 平成30年度目標値 3.5%以下】

（参考）建設混合廃棄物排出率の実績値・・・平成17年度3.8%、平成20年度4.2%、平成24年度3.9%

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 60%以上】

（参考）再資源化・縮減率の実績値・・・平成17年度27.7%、平成20年度39.3%、平成24年度58.2%

○建設廃棄物全体

再資源化・縮減率は平成24年度目標値94%に対して、実績値96.0%と相当レベルの目標達成状況であることから、再資源化率・縮減率が低下しないよう設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 96%以上】

○建設発生土

建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、これまでの「利用土砂の建設発生土利用率」（土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合）から「建設発生土有効利用率」（建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合）の指標に変更の上、目標設定する。

【建設発生土有効利用率 平成30年度目標値 80%以上】

（参考）建設発生土の建設工事における有効利用率の実績値・・・平成17年度57.5%、平成20年度53.6%、平成24年度68.5%
これに、内陸受入地分の約1/3は採石場跡地復旧や農地受入等が含まれているとみなして平成30年度目標値を設定した。

本計画の目標

対 象 品 目		平成24年度 (実績)	平成30年度 目 標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99%以上
コンクリート塊		99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	94.4%	95%以上
建設汚泥		85.0%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.9%	3.5%以下
	再資源化・縮減率	58.2%	60%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.0%	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	—	80%以上

※目標値の定義は次のとおり

＜再資源化率＞

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

＜再資源化・縮減率＞

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

＜建設混合廃棄物排出率＞

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

＜建設発生土有効利用率＞

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

3. 新たに取り組むべき重点施策

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

建設副産物の高い再資源化・縮減率等の継続維持と、目標未達成品目ならびに他よりも目標設定の低い品目の更なる向上を図るためには、再資源化・縮減等の状況の変化を早期に確認できるよう、従来の建設副産物実態調査に加えて建設副産物物流のモニタリング等を強化していくことが重要である。また、目標未達成品目については目標未達成とはいえ、再資源化・縮減率は一定レベルとなっていることから、更なる向上を目指すためには、再資源化・縮減が出来ずに、直接最終処分をしている要因等の詳細な調査・分析が重要である。

大都市圏では、近年、建築物等の解体量ならびにこれに伴うコンクリート塊の発生量が増加しており、再生クラッシュランの滞留懸念があることから、再資源化施設におけるストック状況等の物流の把握・データ化を図ることが必要である。

そのほか、建設発生土の不適切な取扱いが一部で発生していることから、建設発生土の内陸受入地での取扱いについてもモニタリングを行っていくことが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- ①民間も含めた受発注者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。
- ②建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認するため、建設副産物情報交換システムの改善、データ登録の促進および再生資源利用計画書・実施書、マニフェスト届出情報を活用することにより、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、毎年の建設副産物物流のモニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。
- ③地方公共団体や産業廃棄物業界等の関係者と連携し、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランについて、ストック状況等の物流を把握し、そのデータを基に必要に応じて利用徹底・拡大を推進する。

なお、建設副産物物流のモニタリング手法等の概要を下記に示す。

1) 品目毎の現場搬出状況等のモニタリング

建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥について、搬出状況（搬出先、直接最終処分要因など）をモニタリングし、再資源化施設への搬出が不十分

- な業者へ搬出徹底を要請する。
- 2) 再生クラッシュランの利用状況・ストック状況のモニタリング
再生クラッシュランの利用状況をモニタリングし利用が不十分な発注者や建設業者へ利用徹底を要請する。
 - 3) リサイクル阻害要因や再生資材利用状況の項目追加
建設副産物実態調査等で用いている「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」をベースに、建設工事におけるリサイクル阻害要因（直接最終処分場への搬出理由など）や再生資材利用状況（用途、利用量、利用率など）等に関する項目を新たに追加し、建設副産物の物流情報をシステム上でデータ登録、収集できるよう改善する。
 - 4) 既存届出情報に基づく情報補完
当初は情報登録やデータ捕捉率が十分上がらないことが想定されることから、これらの情報把握のため、既存法令に基づく届出等（資源有効利用促進法に基づく再生資源利用（促進）計画書（実施書）、廃棄物処理法に基づくマニフェスト情報など）を活用する。
 - 5) 業界団体への協力要請
現在のCOBRIS利用率は国交省直轄工事はほぼ10割となっているものの地方公共団体は約2～3割、民間企業はごく僅かとなっていることから、特に民間工事のデータ捕捉率の拡大を目指して、利用率が低い原因・課題を踏まえた上で、地方公共団体、民間会社、建設業団体、解体工事業団体等へCOBRIS利用について協力を要請する。
 - 6) 定期的なデータ整理・統計化
データ整理は、各年度を基本に、四半期毎・月毎の集計も可能な限り実施し、データ収集頻度を向上させる。

（２）地域固有の課題解決の促進

大都市圏における再生クラッシュランの滞留懸念や大規模トンネル工事による建設発生土の発生量の増大など、地域ごとに異なる建設リサイクルの課題も顕在化しつつあることから、一定地域内において建設リサイクルの課題を十分把握した上で、その資源循環の推進等が必要である。

さらに、各地域で生じている課題について、まずは地方ブロック毎に対処していき、それを他の地域や全国にフィードバックしていくことが重要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

○各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するため、地方公共団体と連携して関係業界と意見交換の場を設け、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に地域固有の課題を抽出し、民間も含めた受発注者とその解決を図る。

なお、再生クラッシュランの利用促進を図るための施策は下記に示すとおりである。

- 1) 関係省庁、産業廃棄物業界と連携し、再資源化施設におけるコンクリート塊等の受入状況や再生クラッシュランのストック状況等の物流実態を把握し、滞留懸念がある地域においてその変動のデータ化を行う。
- 2) 再生クラッシュラン及びクラッシュラン（新材）の利用状況（用途、利用量、利用率など）をモニタリングし、再生クラッシュランの利用が不十分な民間も含めた受発注者へヒアリングを行うとともに利用徹底を要請する。

（３）他の環境政策との統合的展開への理解促進

建設発生木材については、従来からマテリアルリサイクルを優先し、それが困難な場合はサーマルリサイクルという形で取り組んできている。そのほか、再生利用が困難な木材には焼却施設にて単純焼却処理されているものがあり、その部分については資源やエネルギーとして有効活用できる可能性がある。大気中に放出している熱エネルギーを回収することにより、地球温暖化対策にも資することが可能と考えられる。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

○再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、熱エネルギーの回収を促すため、地方公共団体と連携してバイオマス発電などの先進的な導入事例・効果の周知を図る。

（４）工事前段階における発生抑制の検討促進

発生抑制に関する取り組みについては、これまでも各施策が推進されてきたが、今後は民間も含めた受発注者による「発生抑制」の取り組みを強化していく必要がある。

特に発生抑制に関しては、事業の計画・設計段階での対応が効果的であり、民間も含めた発注者や設計者による徹底を図ることが重要である。

また、住宅・建築物や社会資本の老朽化に伴う解体工事や維持管理工事、更新工事の増大による建設副産物の発生量増加の影響を小さくするため、工事前段階で発生抑制を十分に検討することが重要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- 個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

現場から搬出される建設廃棄物には、現場での分別が十分に行われず建設混合廃棄物として搬出されているものや、直接最終処分場に搬出されているものが一部見受けられる。

また、再資源化施設に搬出する場合においても、個々の施設毎の再資源化・縮減能力が十分でない施設に搬出されていることもあることから、民間も含めた事業者は優良な施設へ搬出を図ることで、更なる再資源化・縮減を図る必要がある。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- ①建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、建設混合廃棄物の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取り組みを推進する。
- ②建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分場の内容の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請し、取り組みを推進する。
- ③建設廃棄物の再資源化を推進するため、関係業界との連携の下で個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。

なお、本節で述べている建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化・縮減率の向上を図るための施策は下記に示すとおりである。

- 1) 直接最終処分品目の内訳ならびに排出形態の詳細調査を実施し、現場分別ならびに再資源化施設への搬出が可能な品目を確認する。
- 2) 民間も含めた受発注者に対して、分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての再資源化施設への搬出の徹底について協力を依頼する。
- 3) 個別工事毎の建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況（品目、形態、搬出先、直接最終処分の要因など）をモニタリングし、現場分別ならびに

再資源化施設への搬出が不十分な民間も含めた受発注者へ搬出徹底を要請する。

- 4) 関係省庁、産業廃棄物業界と連携し、優良な再資源化施設の基準を定めた上で、再資源化・縮減率や再生製品の利用状況等が優れた再資源化施設を把握し公表を行う。
- 5) 優良な再資源化施設への搬出の優先実施を工事契約図書等で規定する。

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

今後、社会資本の維持管理・更新時代が到来する中、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、民間も含めた受発注者は建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図る取り組みを行っていくことが重要である。そのため、再生資材の利用状況に関する指標を導入し、モニタリングしていくことが必要であり、将来的には再生資材の利用に関する目標値（再生資材利用率など）の設定についても検討する。

また、地域内での需給バランスが大幅に崩れる場合などについては、環境負荷の小さい輸送モードの積極的利用も図りつつ、コストや環境負荷に留意し、品目毎に適切な需給バランスを構築できるよう、建設リサイクルを推進していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- ①建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の利用状況に関する新たな指標（再生資材利用率など）を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な民間も含めた受発注者への利用徹底を要請し、利用への取り組みを推進する。
- ②建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。
- ③資材製造者等の関係者に対して、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。

(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量を定常的に上回っており、その約半数は、建設工事のみでは有効利用できていない状況となっているため、更なる建設発生土有効利用策を講ずることが必要である。

そもそも建設発生土については、当該事業者がその発生抑制、再使用、適正処理に取り組むことが必要であるが、国としても事業者支援の観点から工事間有効利用の促進について取り組むことも必要である。

一方で、不適正な取扱いがなされている事例が一部で発生しており、その結果として、生活環境へ影響を及ぼした事案もみられたことから、より適正な取扱いを徹底することが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- ①建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。
- ②建設発生土の内陸受入地での不適切な取扱いを抑止するため、その取扱い等に関する情報を把握するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。
- ③建設発生土の不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないようにするための内陸受入地の選定等を努める。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。
- ④関係者と連携して、自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について一般市民への理解促進を進める。

なお、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムおよび内陸受入地での取扱い等に関する情報を把握するためのシステムの概要は下記に示すとおりである。

情報登録およびマッチングについては、

- 1) 建設発生土の場外搬出者はまだ搬出先が決まっていない土の発生場所、土量、土質、搬出予定時期等をシステムに登録し、建設発生土の利用希望者は利用場所、利用量、土質、利用希望時期、利用方法等をシステムに登録する。その際、土質の品質証明については基本的に搬出側が行い、システム登録するものとする。
- 2) あわせて、システム管理者が発生土の一時ストックヤード、土捨場等の場所、受入可能容量、土質、受入可能時期、積み方について調査し、情報登録を行う。
- 3) その後、工事実施者と発生土利用希望者が、システム上で相互に情報閲覧し個別に調整する。
- 4) あわせてシステム管理者がマッチング調整役を担い、搬出者と利用希望者と

のマッチングを促進する。

- 5) システム管理者は一時ストックヤード、土捨場等の受入情報を定期的にチェックし、公衆災害（土砂崩落）の懸念がある場合は、個別調査により適切な取り扱いが行われているかを確認し、不適切な事例には是正を要請する。
- 6) また、一時ストックヤードで受入後に発生土を移動させる場合は、次の受入者にその後の利用箇所、利用土量、利用方法、積み方等の情報登録を要請する。
- 7) システムの確立にあたっては、建設業界に民間開発事業も含めた情報登録を依頼し、当初は一部地域でシステム試行運用し、課題抽出の上、データ入力や費用面で過度な負担がかからないよう配慮し、本格運用を行う。

4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策

「建設リサイクル推進計画2008」により、建設リサイクルに係る各種施策が総合的に実施された結果、建設副産物の再資源化・縮減率等は着実に進展された。しかし、これらの取り組みの中には中長期的に推進していくべきものもあり、あわせて一部改善すべき点も見受けられたことから、今後、更なる建設リサイクルを推進していくため、中長期的な課題等を踏まえ、下記の取り組みについて引き続き実施していくことが重要である。

(1) 情報管理と物流管理

建設資材には様々な原材料が含まれており、それは資材製造者によっても異なる場合がある。再資源化に際しては、建設資材の特性や原材料の性状に応じたりサイクル技術を用いる必要があるため、建築物等の使用材料、資材製造者等に関する情報が重要となる。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、建築物等の履歴情報（設計情報、材料、資材製造者名等）の整備を引き続き促進する。
- ②関係者の協力を得ながら、建設副産物実態調査を定期的を実施し、建設リサイクルの取組状況の成果を公表する。

(2) 関係者の連携強化

建設リサイクルの取り組みについては、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、他産業との間でも再資源化製品のやりとりがなされている。しかしながら、これまでこれらの関係者の間で情報交換や意思の疎通が十分に行われてきたとは必ずしも言い難い。よって、各事業者の役割分担を明確にし、連携を強化していくことが必要である。

また、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさを考慮した設計、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用への取り組みについては、まだ十分とは言えない。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①資材製造者、施工者、再資源化業者の各々が有している現場分別や再資源化過程で

考慮すべきノウハウを相互活用できるよう関係者間の連携強化を図る。

- ②設計段階でライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。
- ③関係者と連携して、建設リサイクルを円滑に進めるため各々の役割を相互理解しつつ連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うとともに優遇措置など各々のニーズを把握する。

(3) 理解と参画の推進

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み実態、取り組み状況の把握に努めるとともに、その成果等について広く国民にPR、公表を行い、建設リサイクルへの理解と参画を求めることが重要である。

特に、適切な分別解体等、再資源化及び適正処理を実施するためには、応分の費用負担が必要となる。これらについては必ずしも生産的な内容でなく、一般市民を含む関係者の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから、処理内容等にこだわらないとする風潮が一部に認められる。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①再資源化や適正処理に必要な費用を適正に負担すべきであることについて、民間事業者や一般市民を含めたすべての関係者の理解を深めるため、関係者と連携して、これに資する情報提供や啓発を徹底して実施する。
- ②関係者と連携して、優れた建設リサイクルへの取組状況について引き続き広く周知等を実施する。
- ③関係者と連携して、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施する。
- ④関係者と連携して、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施する。

(4) 建設リサイクル市場の育成

健全なリサイクル市場を育成していくため、建設リサイクル市場に参加する企業にはリサイクルに資する技術とともに、高い資質を有していることが求められる。

一方、リサイクル市場を構築するためには、建設副産物の発生量に見合った需要が確保される必要があり、特に運搬や保管に制約がある建設廃棄物については、需給動

向に注意が必要である。

また、地域的な状況に目を向けると、大都市圏における再生クラッシュランの滞留懸念など、地域特有の建設リサイクルに関する課題も顕在化してきている。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①解体工事における技術者の確保、現場作業員の育成およびコンプライアンスの遵守など、解体工事業の適正な施工体制の確保に努める。
- ②地方公共団体と連携して、質の高い建設リサイクルを推進している企業の取り組みについて情報を収集・発信する。
- ③総合評価落札方式やV E方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進する。他の公共工事の発注者に対して同様の対応を働きかける。

(5) 技術開発等の推進

建設リサイクルの推進においては、以前にも増してリサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となっており、そのための評価方法も含めた技術開発が期待される場所である。

とくに、建設廃棄物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①CIM（コンストラクション・インフォメーション・モデリング）やLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）等の近年開発されている新技術について、建設リサイクルの実務における活用を促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ②建設廃棄物の潜在的な資源価値に着目しながら建設廃棄物のカスケード利用（例えば建設発生木材の場合マテリアル利用した上で次にサーマル利用するなど、資源を段階的に最大限利用すること）を推進する。関係者に対して同様の対応を働きかける。
- ③建設リサイクル分野のNETISの活用による民間企業の技術開発の促進と開発された技術が広く活用されるための仕組みの検討・構築を行う。
- ④建設廃棄物の建設産業以外の需要拡大をするための技術開発について引き続き取り組むよう、再資源化業者等の民間企業に働きかける。
- ⑤建設副産物のリサイクル等に資する試験研究に対する支援を引き続き行う。

(6) 発生抑制

発生抑制のためには、長く使い続けることが重要な対策となることから、社会資本などの長寿命化に加え、建築物等の機能劣化に対応した既存ストックの有効活用を推進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①各社会資本の長寿命化を図ることが結果として建設副産物の発生抑制にも通じることから、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ②引き続き住宅の長寿命化（200年住宅）を推進し、超長期住宅の普及を図る。
- ③既存建築物の物理的劣化や社会的な機能劣化に対処しつつ、民間等に率先して既存ストックの有効活用を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。

(7) 現場分別

分別解体や現場分別については、関係者の意識の低さから取り組みが十分でない場合があり、その結果、非飛散性石綿含有建材やCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材等、他の建設廃棄物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。とくに、解体工事においては、使用されている建設資材の特性等を把握した上で、適切な手順により分別解体を行うことが必要である。

また、適正な分別解体の実施を確保するための対策を行うことも必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ②現場分別の実効性を向上させるため、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを普及・活用するとともに、施工者による現場作業員の教育強化を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ③小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムを効果的に導入している先進事例を把握・周知することにより、関係者の導入意欲を促進する。
- ④引き続き適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等を充実させる。地方公

共同体に対して同様の対応を働きかける。

(8) 再資源化・縮減

各品目の再資源化・縮減を促進していくためには、それぞれの課題を踏まえた対策を実施する必要がある。

建設混合廃棄物については、他の品目に比べて建設工事現場や中間処理・再資源化施設での分別等、リサイクルが技術面でも手間がかかることから、その一層の推進が必要である。

また、廃石膏ボードのリサイクルについても十分リサイクル体制が十分整っていないことから、引き続き取り組みを推進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①建設混合廃棄物の排出削減や再資源化を推進するため、優遇措置についてのニーズを把握する。
- ②廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するための取り組みについて実施状況等を把握しつつ引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。

(9) 適正処理

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、不適正処理が起る要因を可能な限り排除していくことが必要である。

また、非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材、P C B廃棄物等については、他の建設廃棄物の再資源化の支障とならないよう、適切な処理を行うことが必要である。

自然由来の重金属等を含む土砂等については、浄化等処理後の土砂の利用も含め、適正な取り扱いを事業者に促すことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①建設工事における産業廃棄物の取扱いの透明性を確保するため、民間も含めた受発注者と連携して電子マニフェストの普及を促進する。
- ②地方公共団体と連携して、建設業者による不法投棄、不適正処理を抑制するため、指導・監督を徹底する。
- ③地方公共団体と連携して、非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材、P C B廃棄物

等の適正処理の周知・徹底を行う。

- ④自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について普及促進を図るとともに必要に応じて見直しを行う。

(10) 再使用・再生資材の利用

社会資本整備は、大量の資源投入を必要とするものであり、それに見合った再生資源の利用が期待される分野でもある。

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。また、仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進することが必要である。

建設資材等の再使用については、理解促進を促し、利用促進を図るため、先進的な利用事例を周知することが必要である。

コンクリート塊については、再資源化後の主たる利用用途である再生クラッシュランについて、特定の地域で需給バランスが崩れる可能性がある。また、再生クラッシュランの普及・促進を図るため、先進的な利用事例を周知することが必要である。

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量の2倍程度あり、供給過多の状態にあることから、地域の実情に応じた中期的な需給バランスの改善を図るための取り組みが必要である。

一方で、これまで建設発生土の工事間利用を進めてきているが、工事間で工期や土質条件が合わないなどの理由から、搬入土砂利用量の3割強を新材に頼っている実態もある。

また、災害廃棄物由来の再生資材についても、利用を促進していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再使用を促進する。関係者に対して同様の対応を働きかける。
- ②他産業副産物についても、地域の実情に応じて、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、また有害物質の含有・溶出に関する品質・影響等も考慮しながら、グリーン調達に基づき、建設工事での有効利用を引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ③地方公共団体と連携して、民間も含めた受発注者による建設工事における再生クラ

ッシャラン（再生骨材コンクリートへの利用も含む）の先進的な利用事例やその品質確保方法を収集・広く周知することにより、官民における利用を促進する。

- ④中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適宜設計に織り込んで需給バランスの改善を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ⑤工事発注予定の事業箇所について、自らの工事で将来的に用いる建設発生土のストックヤードとしての活用を促進する。他の公共工事の発注者に対して同様の対応を働きかける。
- ⑥港湾工事で発生する浚渫土砂の有効利用にあたっては、干潟や浅場造成等の自然再生への活用を積極的に推進する。
- ⑦災害廃棄物及び津波堆積物由来の再生資材について、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、建設工事において有効利用が図られるようにする。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。